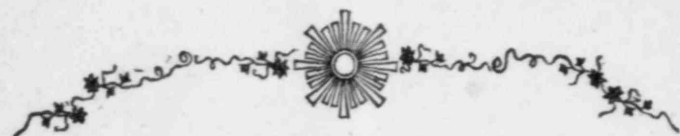


監獄雜誌



第七卷第七号

目 録

- 論説……………(一頁)
 - 板垣内相の賦制方針を護る勿れ 紫雲樓主人
 - 分房制を論ず(續き)……………(七頁)
- 歐米監獄要録……………(七頁)
 - 小河氏より本會へ通信
- 特別寄書……………(十頁)
 - 新内相の意向を休ぜよ 熱心生
- 講話……………(十二頁)
 - 刑法講義 法學士 岡田朝太郎君講演
 - 刑の目的と監獄……………(十七頁)
- 雜錄……………(十七頁)
 - 十數件
- 通信……………(三十一頁)
 - 叙任辭令……………(三十一頁)
 - 十數件
- 問答……………(三十五頁)
 - 應答・實義……………(三十五頁)
 - 十數件
- 監獄彙報……………(四十四頁)
 - 彙報……………(四十四頁)
 - 十數件
- 雜報……………(四十五頁)
 - 十數件
- 漫筆……………(五十六頁)
 - 當世の才子とは多くは此類
 - 氣概外れの氣質
 - 外紀の相似て性行の相似ざるもの
- 寄書……………(五十七頁)
 - 十數件

警察監獄學會發兌

● 寄書規定

第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは二)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二 質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんとを乞ふ

第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし

第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし

第五 毎月二十日前(十二月は特)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし

質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

● 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

内務省警保局長 小野田元熙君序文

司法次官清浦奎吾君序文

帝國大學法學博士 穗積陳重君序文

神奈川縣知事 中野健明君序文

教授法學博士 都築馨六君序文

静岡縣知事 小松原英太郎君序文

參事官文學士 久米金彌君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省參事官文學士 久米金彌君序文

監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省儲獄務顧問 故フラン、ゼー、バツハ君序文
東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 内務書記官文學士 久米金彌君序文
前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

靜岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文

神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

靜岡縣知事小松原英太郎君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文

內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義德君序文

前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第七卷第七號

論 說

● 榎垣内相の獄制方針を誤る勿れ

榎垣内務大臣が獄制に關する意見は響きに全國典獄を召集し諮問會に於て爲されたる演説及び諮問の事項等に依て略々其意のある所を知り得へしと信し予輩前々號の紙上於て予輩の意見を加へ敷衍し置きたれば讀者諸君は之を讀了せられたるならん然るに近日に至り或地方の監獄に在つては大臣が獄制の方針を誤解せらるゝ向あらざるなきやを疑ふものあり予輩重複の嫌を避けず左に一言せんとす讀者之を諒せよ

元來監獄は刑罰執行の場所たるは勿論にして監獄最終の目的は何の邊に存するやと云ふに其理由種々ありと雖も要するに國家を益害する犯罪の減少消滅を期するにありと云ふへきなり然れば監獄則及是等に關聯する惣ての法規に至る迄此目的を達するの手段方法に過ぎざることは洵に明かなる事實にして紀律と云ひ獄罰と云ひ賸た作業と云ひ教誨と云ひ教育と云ふ等しく皆此最終目的を達するの道程と云ふへきなり然り而して右等の方法手段を以てして果して能く刑罰最終の目的を達し得へきかと云ふに今日の實際に於ては其目的を貫徹する能はざるのみならず却て行刑の場所たる監獄は全く右と正反對なる犯罪傳播の教養所たるか如き實況なき能はざるは予輩の恨事極まりなしと云ふと雖も目下構造の不完全雜居制の通弊は勢ひ此

嘆聲を發せしむるの止むなきか如し近時社會の進歩に伴ひ法律の思想頗に發達し各人人權を重んずるの結果人權の容易に侵すべからざるを論すると同時に動もすれば當局者尙ほ且つ監獄内の紀律問題をして權利問題の犠牲たらしむるに至つては其暴なるは勿論年々多額の費用を抛て行刑の場所たる監獄をして終始其目的を達せしむる能はざるは實に火を見るより明かなる事實にして識者の俱に憂慮する所なり然るに板垣伯か内務大臣に就任以來頻りに監獄の改良に注意熱心せらるゝ所あるは予輩の極力賛成する所なりと雖も伯か平素人權を重せらるゝの結果なるにや監獄改良に對する伯の意見は恐らく懲戒自制主義に厚からずして博愛感化主義に重きを置かれつゝあることは尙も疑なきの演説の一斑を讀ものゝ普ねく知悉する所にして予輩の助言を待たざる所なり、然り果して此博愛感化主義なるもの能く全國の在監多囚をして奏功せしむるに足るべきや否やは予輩の須らく研究を要する事項にして容易に之れか斷定を下す能はずと雖も地方當局者の或ものは大臣か此獄制の方針を誤解し監獄及び工場内に於て安坐を許し談話を公許するか如き偏見はなきか予輩は此所甚だ安心する能はざるものあり予輩の見を以てすれば博愛慈善の事業は今日輕佻浮薄なる優勝劣敗の甚だしき社會に在ては必要は即ち必要なりと雖も既に國法上の禁令命令に違背し數回監獄に出入し殆んど監獄を以て定住の場所とせるか如き慣習的犯罪者に在ては慈善博愛主義は却て彼輩の爲め蹂躪せられ害用せられ折角の博愛主義も偶以て彼輩をして犯罪を重ねしむるに至るの懸念なき能はず現に再犯者の十分の七以上を占むると云ふか如き事實は要するに監獄を以て全濟輩の爲め樂土なりとの愚想觀念を抱かしむるもの多きに原固する所以にあらずや予輩此間に疑を存せり又聞く板垣内務大臣は頻りに出獄人保護事業に注意研究し調査諮問せらるゝ所ありと出獄人保護事業の勃興寔に善し予輩其舉を賛成するに吝からずと雖も此事業の主義精神をして監獄内に迄甚だしく侵入せざらんことを希はざる

を得ざるなり此頃予輩に報するものあり曰く或る地方の監獄に在つては囚人懲治人に監房内に限り或る一定の時間内は恣まゝに談話を許すとの事を然かも典獄より通達せしめられたるやに傳聞せり然り而して其は何れの地方なるやは予輩茲に明言するを好まずと雖も果して如此事實ありとせば其許すと云ふなる談話は如何なる種類の談話なるや彼の卑猥なる猥褻談も談話に相違なく又彼の盜見か自己の犯罪巧妙談も等しく談話に相違なければ是等も均しく談話として許すへきや予輩甚だ疑團を抱けり何れにせよ是等は又板垣内務大臣か博愛主義を誤解せるものにあらざるなきか余輩は轉々杞憂に堪へざるなり冀くは世上此誤解の渺からんことを聊か當局者の注意を請ふこと爾かり

●分房制を論ず(續)

紫雲樓主人

凡そ分房制を非とする者曰く分房制は人の天性を害するものなり曰く分房制は囚人をして精神病に陥らしめ刑罰以外の苦痛を與ふるものなり曰く分房制は囚人をして出獄後無用の者たらしむと是れ其主要なる點なり然れども余輩を以て之を見れば是れ皆今日諸國に採用せらるゝ所の分房制の何たるを解せざる者か一己の想像上より爲す所の説に過ぎす前にも述べたる如く分房制即「セリラーシステム」は決して彼の往時米國に行はれたる「ソリタリーシステム」と混すへからず今日にして若「ソリタリーシステム」を其儘採用せんとする者あらば余輩亦た論者の言を以て之を攻撃するに躊躇せざるなり然れども分房制に至りては之に異なり分房制は「ソリタリーシステム」の如く囚人に痛苦を與ふるを以て目的とするものにあらず要するに不良の交通を遮斷し善良なる交通を爲さしむるにあり囚人をして靜に内に省み以て自ら其の非行を悔悟せしむるにあり罪惡の傳播を防止し監獄をして犯罪學校たらしめざるにあり

論者は分房制を以て人の天性を害するものなりと爲せり夫れ人は固より共同生活をなすの性質を爲せり去れば之を獨房に拘禁す余輩と雖其の天性を害せすと斷言する能はず然れども未だ雜居を許しなから言語を禁するが如く甚たしきを見ず論者は分房制を以て囚人をして精神病に陥らしむるものとし且長く社會の事情を見聞せざる爲出獄後無用の人たらしむるものと爲せり然れども是れ總て事實に反す凡そ訪問を頻々にする分房監にありては未だ爲に多くの精神病者を出たせしを聞かす之に反して分房拘禁の囚人之に慣るゝときは却て雜居房に移さるゝを嫌ふ傾あり又此の如き監獄にありては監外の事情を知ること却て彼の沈黙制(サイレントシステム)の監獄に勝るものもあることなし之が爲出獄後無用の人たらしむるか如きこと毫も惡念を要せざるなり何となれば彼の沈黙制にありては雜居せしめ常に新入の囚人に接すと雖何れも嚴重に相互の思想交通を禁せらるゝか故に之に由て以て社會の事情を知ること難し之に反し分房制にありては他の囚人に接せすと雖官吏僧侶其他社會の上流に立つの人とは常に親しく交談するの機會を有し常に之に由て以て社會の事情を聞知することを得るのみならず出獄後生計の方法等に付ても十分其の教を乞ふことを得へければなり論者の言の如きは彼の「ソリタリーシステム」に向て云ふべきものにして真正の分房制に對しては余輩は其の杞憂に過ぎざるを信す

上來分房制の利益を論し將て難者の言に對して卑見を述べ且屢分房制の「ソリタリーシステム」と異なる所以を論したり抑分房制と「ソリタリーシステム」とは其の目的に於て既に霄壤の差あり一は囚徒に苦痛を與ふるを以て目的とし一は囚徒を感化保護するを以て目的とす其相混すへからざるや固より論なし然れども其外形より之を見るときは二者共に同囚相隔離する點に於て其の方法を一にす是に於てや實に其の真相を知らざる者見て以て同一制度と爲すのみならず之か局に當る者若一步を誤り正當の注意を怠るときは彼の

獄制上最良の方法たる分房制も事實の上に於て忽ち殘峻忌憚すべき「ソリタリーシステム」と化し去ることなきを保すへからず是れ余輩が常に分房制の採用を切望すると同時に之を實行するに方り當局者か至大の注意と熱心なる研究を怠らざらんことを望む所以なり

凡そ分房制をして十分に其の利益を収めしめんと欲せば日常事々物々に就ては精密なる注意を要するは論を俟すと雖も第一分房制に至重欠くへからざるは日々怠らす囚徒を訪問するに在り即司獄官更たる者常に交も各分房を巡視し囚徒に對しては種々有益なる談話をなし訓戒を加へ或は其の希望を聴き若質問等あるときは丁寧親切に之を説明し與ふるの外僧侶教育家感化院保護會社等の役員其の他囚徒に利益を與ふべき外人をして常に監獄巡視の便を得せしめ自由に囚徒と交談するを得せしむること最も緊要なり彼のボリンガル氏か其の同志と共に和蘭囚人感化協會なるものを設立するや該會員は何時にても自由に監獄に出入して囚徒と交談するの特許を得たりしか是より和蘭國諸監獄の面目を一新し終に殆ど天下に冠たるに至らしめたるもの偶然にあらざるなり前にも述べたる如く人は其の性質として長く獨居せしむべきものにあらざるして固より止を得ざるに出つ故に此等の者に對しては苟も弊害なき限りは少くも其の訪問を頻々にし以て彼等の心神を慰むべきは當然のことたり況や之が利益の至大なるものあるに於てをや之に反し若し訪問を杜絶し敢て顧みさらんか閑居不善を企圖せされは遂に憂鬱病を發するに至らしめ彼の「ソリタリーシステム」とも毫も撰ふ所なきに至るへし深く意を用ゆる所なかるへけんや次に分房制に於て注意せざるへからざるは教誨の方法是なり我邦の如き雜居監に在りては教誨師は只た演壇に向て普通一般の儀式的道德談を爲せば足れり否此の如く爲すの外殆ど他に方法なきなり然れども分房

監に在りては然らず教誨は常に各囚人の居所に就き各別に之を爲さるへからず故に教誨師たる者は常に各囚人の性行を明にし能く之に適合すべき教誨の方法を攻究するを要す凡と雜居制監獄に在りては教誨の効力甚微弱なるは我邦今日の狀態に徴するも明なり是に於てや甚たしきに至りては教誨廢止の極端論すら余輩時に之を耳にす然れども此れ固より取るに足らず余輩は獄制の進歩と共に益教誨の必要を認むるものなり從て教誨師の地位を高め其人員を増加し益多く良教誨師を得るの道を講せざるへからざるを信す次に分房制監獄に在りては特に作業の撰定に注意し無定役囚と雖成るべく相當の業を興へ無聊に苦ましめざるの注意あること勤要なり又常に讀書を獎勵するを要す我邦に於ては囚徒が讀書を娛樂の具に供するを非とし甚たしく之に制限を設けんと欲する者あるは余輩の殆ど解釋に苦む所なり娛樂は囚徒と雖も決して之を絶對的に禁すべきものにあらす人豈娛樂なくして其生を全うするを得んや只た娛樂にして刑の執行に害あるもの其の感化を妨くるものは之を禁すべきのみ彼の讀書の娛樂の如きは實に之を禁するの必要なきのみならず大に之を獎勵すべきものなり人皆讀書を嗜て之を酒色に代ふるに至らば國家の幸焉より大なるはなし

以上論する所は分房制を施行するに方り注意すべき至要の點二三を挙げたるに過ぎず此の他監獄衛生監房の構造等に關し論究すべきもの一にして足らずと雖も姑く之を他日に譲り茲に一先本論を結了せんと欲す讀者諸君幸に卑見の誤謬を匡し其の足らざるを補ひ以て高教を吝むなくんは單り余輩か幸のみにあらざるなり

歐米監獄要録

●小河說次郎氏より本會へ通信

通信は思ひ出し候儘相認め何を書いたか郵便に出した跡は悉く忘れ果て候間幽霊の立消ぬも可有之前後重複も可有之殊に協會、同情會、監獄課其他諸方の友人へも時々所感の雜事何呉れどなく筆に任かせて報道致し候儀に付き若し之れが其儘雜誌などに現はれ候はんには蛇足の醜觀見るに堪へざる不佞裁あるを致すは言ふを保たず貴重なる雜誌の体面にも關し讀者の迷惑も亦た大なるべく何卒十分隱慮なく御取捨有之度希望の至りに候

三月刊行の監獄雜誌第七卷第三號十一頁獄事練習會の講演課目及主任者の記事に「自由刑執行の職務」以下第四項に至るまでは「クロロ子」の擔任せられたる者に有之翁の氏名を脱せられたるは遺憾に候間御訂正有之度總じて小生の通信のみならず此後とも校合方十分御注意を希望仕候本年九月には又々第二回の練習所開設の筈に有之其節は「クロロ子」及び「エステルケ」兩氏の外ハルレ大學の刑法學者「リスト」博士並びに當時小生の師事致し居り候當地大學の「ゾイフェルト」博士も出席講演することに内定致し居り申候。事勢此くの如くに候間監獄事業も獨り實地的に益々改良せらるゝのみならず學理的にも亦た一層の進歩を見るに至るべきこと必然に有之恰かも虎に翼を以てす如きの有様にて斯道の前途希望春の海の如くなりとも可申次第に御座候

何處も同じ囚徒の情苦は随分澤山なることに候へども別して當國の監獄に於て特色なるは再審を請ふもの

の多數なることに有之「モアビート」監獄に於ては毎土曜日が典獄の情願受付日に相定まり居り候處情願を請ふ者、平均十四五名、多きときは二十名以上に上ることも珍しからず、而して其内少くも四五名は再審を請ふ者に有之(餘は食物請求、工錢贈與、接見、臨時通信等にして食物の粗惡、官吏の虐待等を訴ふる者亦た少からず冬なれば自辨肌着の許可、夏なれば運動時間の増加を請ふ者などが多數なり)十中、八九、固より再審の理由に乏しきは言ふ迄も無く典獄は一應説諭はするもの、承服せざる者に對しては規則上之を峻拒する能はざるを以て書面に認めて之を裁判所に提出せしむ昨年中、再審を提出したるもの總數八百二十五件にして内理由の立ちて無罪となりたるもの三件あり再審の多きこと驚くべく之れが爲め官吏の手續を煩はすことの大なること亦た想ふべきなり、八百有餘件の再審に對し其理由の立ちたるもの三件とは割合に少數なるが如くなりとも雖も若し夫れ再審其物の性質を探索するときは千中一なるも決して少數とは謂ふべからず、況んや再審の受理せらるゝまでには殆んど實在し能ふべからざる程の種々困難なる條件の具備を要するに於てをや、罪を萬一に苟免せんと計るは囚人の常情なりとも雖も斯く再審を請ふ者の頻繁なるを以て之を見れば煙の在る所、火あるの理にて獨り再審權の自由に許可しあるが故のみならず何等かまた他に格段の源因なくんばあるべからず蓋し當國に於ては實際冤罪を以て處斷せらるゝ者多數なるにはあらざるかと予が親しく囚徒の情苦を訴ふる所若くは法庭審理の實況に就て感覺する所にして御承知の如く當國に於ては財産に對する再犯者即ち所謂慣習犯なる者に對する裁判法は比較的頗る簡便にして其重罪に係るものと雖も陪審裁判の制に據らず學証の事、また極めて疏略にして被告の供陳する所以容易に以て頑乎たる法官の先制心を翻へすに足らず審問、一兩回にして懲役三五年の宣告は忽ちに下る、一方、習慣犯を懲らし且つ審理上、無用の手續を省くの側より見れば如何にも至極の便法なるが如くなり

と雖も然れどもまた一方執法の至正を期する側より之を見れば往々遺憾あるを免かれざるもの、如し刑事訴訟法改正案は目下議會に提出せられて既に委員會の審議に付託せらる此邊のこと恐らくはまた一問題たるべしと思はる

本日接手の某新聞紙に揃いも揃ふて先輩某々三氏の懲戒處分の列記しあるを見る而して其の事故如何と見れば例に由て在監入逃走の一事に外ならず是れ何れ官報に掲載せられたるものなりと信ずれども當局者は兎も角世間一般の之を読む者の感情は果して如何んぞや恐らく一讀直ちに監獄なるものは如何にも不始末千番なる實況なりと想像するより外なきを情けなし逃走の不始末あるは固より言ふを俟たざる所なりと雖も一四二四の逃走も盡く之を以て典獄の責任に歸し容赦なく譴責の處分を以て之を懲戒し而かも公けに之を告示す至嚴と謂はざるを得んや典獄の責任なるもの果して斯くまでに無限のものなるや否や。戒護官吏の責任と典獄の責任とは果して一の分界する所なきや如何に。唯だ夫れ我が僚友諸氏の斯道に熱心にして且つ其の心事の磊々たる自ら進んで總ての責任を負ふの至誠あるは予輩後進の偏へに敬仰に堪へざる所なり謂はんぞ欲する所、多しと雖も此には姑らく之を省く若し獨逸に於ける實況如何と問ふ者あらば一言以て答へて曰く絶無なり劃然たる責任の保障は典獄として是等の事故の爲めに其位置の威嚴を傷くことなからしむ

前便タシカ當地方には比較的殺傷罪の多數なること並びに其原因に就て御報申置候處、此犯罪の外、尙は當地方に固有なるもの即ち特に著るしく多數なる犯罪あり奸姪即ち是也、殊に奇なるは老人の少女に對する風俗犯の多數なる一事にして此一事は殆んど其原因を探知するに由なし然し一般に風俗犯の多數なるは地方的、性情の然らしむるものあるが上に男女職工の多數なる、無賴者の各地方より漂流し來り居る者の多

数なる等其重なる原因にして上流社會にも亦た往々此種の犯罪者を出す所あるを以て之を見れば宗教も亦た幾分か影響を及ぼす所あるにはあらざるか。當地方に於ける宗教は十中の八九は「カトリック」にして宗義、男女の倫を規すること至嚴なり、至嚴動もすれば人情に遠ざかり易しく、其結果、裏面には即ち意外に極端の醜俗を隠藏するものと見へたり

五月三十日認

岳 洋 生

特別寄書

●新内相の意向を体せよ

熱 心 生

板垣内相の獄事に重きを加へらるゝは新任早々典獄會議に於ける諮問案に指示事項に演説に其他府縣知事會同に於ける諮詢又は巢鴨監獄及東京集治監の巡覽等に依り官民共に知悉するところ其上中央部の三會議即ち知事警部長典獄會議の結了を告るや地方政廳を實地に檢閲することとなり而して其巡閱先きの模範として各新聞紙等の報する所に依ても亦到る所監獄を實檢せられざるはなく且つ獄務の忽諸に附す

べからざる事等を懇篤訓諭せられたることは讀者の既に了知する所ならん余輩全大臣の斯く迄監獄に注意を置かるゝ事に就ては我田主義又は獄務家の爲め慶悅するものにあらざる實に國家的感情即ち我日本帝國の爲め至極満足を表し國家の爲め大に其勞を謝せざるべからざるなり

抑も國家諸政務中監獄即ち行刑政務の重大なるは今更申すまでもなく富國強兵根據の大關係は實に治獄の如何にあると云ふも決して失言ならざるを信す此事に就ては余輩巧みに筆を運らし或は其材料を採集することを要せず普通道理の上に於て極めて平易に之を例せんに國の富源は人力にあり兵の強きは忠

君愛國の壯丁多きに因るは三歳の童兒田舎の愚老夫も共に常に心得居ることなり然らば則ち富を増さんと欲せば先づ國民の人力を増加することを究めざるへからず兵を強ふせんと欲せば又必ず壯丁多からんことを圖らざるべからず此の二つの企圖に對し獄事は如何に關係を有するやと論じ來たらば更に余輩の細言を待たずして思ひ半ばに過るものあらん

國家犯罪の數を減ずることを力めざれば在監者益々増加し在監者益々増加すれば國民の人力は減少し國民の人力を減ずる結果は國必す貧窮に陥る又在監者増加するときは國家の壯丁を減し壯丁減するときは兵員徵募に充分ならず徵募充分ならざる結果は兵力薄弱に歸す夫れ國家にして富源を失ひ兵力薄弱に至らば最早獨立の資格なきものたるや論を俟たず而して其原因の最も大關係は犯罪多數監獄繁殖にありと云ふに至ては爲政家たる者大に獄政の事に重きを置かざるべからず現内相板垣伯就職否や孜孜として獄政に注意を加へられ犯罪人即ち在監者の多きを深く憂慮せらるゝは蓋し此の恐るべき國家自立に大影響を有するが故に外ならざるべし

抑も國家事業中獄事改善の急なるは既に前陳の如し

然れども監獄の改良を圖るは獨り爲政家のみに委して其目的を達し得べきものにあらざる何んとなれば監獄改良の大主眼は犯罪を豫防し在監人を減少せしむるを以て目的とす此の目的を達せんには官民共に力を盡し内外應じて百般事業に當らざれば到底好果を收むること能はざる者なり然るに俗眼者流の言として動もすれば獄事は監獄當局官の受持なり犯罪多きは當局者の注意足らざるに坐する坏と極めて冷淡に附し去る者のゝ如し嗚呼誤想も亦甚しきにあらざる斯る誤想者の迷夢を破らざる間は犯罪を減じ獄政の目的を達すると殆んど望なきなり故に今日獄政改善を企圖する爲政家たるもの宜く一般官民に獄事思想を喚起せしむること最も必要なり從來要路の政治家敢て獄事に注意を加へざるにあらずと雖も廣く一般に注意を與ふる方法に於ては多少隔靴搔痒の感なきにあらず夫れ獄事を改良し犯罪の數を減せんには第一衣食住の活路を講し下等社會の民力を救護することを務むるを要し下等人民にして衣食住を支ふる業務に就くを得れば犯罪陪々多數ならんことを望むと雖も之れに應ずる者なきに至るや毫も疑ひを存せざるなり

然るに若し之を是れ努めずして徒に犯者の多きを憂ふるは恰かも臭腐汚物の排除を爲さずして害虫の湧出するを憂ふる者ど撰むことなし現内相の獄事に注視する要點主として此邊の順序を立て内外救済の方法を講ぜらるるは就職後の演説語間指示訓告等の事蹟に依て余等は之を了悉し斯道改善はより大に見るべく又其成効は期月を俟たずして之を収むるに至らん荷も職を監獄に奉する當局者は勿論平素獄事に關係ある者は此機を外さず奮一奮して新内相の意向に副ひ協力する所あれよ

法律學部教授 岡田法學士 講義

講話

刑法講義

本編は去月十八日神奈川縣監獄署に於て其第一回を開かれたる法律講習會に於て岡田法學士が講演せられたる大要を筆記したるものにして聽講者素と法律の思想に乏しく加ふるに禿筆の能く其顛末を列叙する能はず誤解の點亦た尠きにあらざるべしと雖も敢て其概要を本誌に投じ同攻の士に類たんとするの微衷に出つ讀者幸に其意を諒せよ

予は諸君に向て今夕より刑法の理論を講述せんと欲す元來刑法の理論たるや學理百說理論從深淵なるものありと雖も予が本講は可成其要を摘み深く尙尙と繁密に渉ることを避け諸君の職務に最も近連せる點を講せん欲す尙は講演の初に當つて諸君に望む所は他にあらず予は素と學者にして實務上の經驗尠なく諸君は又予と反し實務上の經驗に富める諸君なれば予が學理を講するの傍ら諸君より多くの實驗上に關する談話を聴かんす諸君幸に吝なる勿れ

聽講者 某 謹識

却說刑法は法律の如何なる部類に屬するものなるや云ふに刑法は純然たる公法に屬するものにして即ち公法とは私法と相對する語に過ぎずして又其公法とは如何なるものか云ふに國家成立の基礎及び國家その他の國家との關係並に國家と一私人との關係を規定したる所の法則の總稱にして語を替へて之を云へば双方若くは一方に國家あるもの即ち公法に屬す、私法とは之に反して一私人と一私人との關係を規定したる法則に過ぎずして對手者の双方必ず私人なるを要す故に公法上の制裁は國家自ら之に任じ私法上の制裁に至つては私人間の關係に就き其請求を待つて國家が其裁判者たるに過ぎざるの差あるのみ故に之を例せば彼の憲法裁判訴訟法其他諸罰則の如き公法に屬し民法商法の如きは純然たる私法の部類に屬する者とす、抑も法律は國家的現象の一にして國家は即ち社會的現象の一なり而して社會は人類的事實の一たるに相違なければ即ち法律一般に關する原理原則は取りも直さず人類全体を支配する原理と其根據に於て一點の差異なきことは寔に明かなる事實にして勝者は存し敗者は亡び云ふ所謂生存競争の結果勝者の益々進歩を見る是れ即ち社會の進化と云ふものなり、然り而して國家なるものは如何にして人類社會の

裡に形成せらるやと云ふに即ち前述の生存競争上の結果より最も優勝者たる人類が血族的團體を組織し相輔り相輔くるもの即ち國家成立の原始に相違なければ此國家の保護者たる法律も等しく國家生存の必要條件に基き發生したること蓋に疑ひなき事實にして此生存條件を規定するもの即ち之を國家の法律と云ふ故に法律の規定は強力を以て實行を鞏固にせざるべからざるの必要を生ず、既に國家及び法律の發生したる理由前述の如しされは是より進んで國家の權力の範圍如何及び吾人々之に服従する責任の基本如何の二問題に就て説明せん

吾人が生存競争の結果一個人と一個人との間に利害の衝突を起し甲乙相争ふて底止する所なきに至る然るを原始社會の如く専ら腕力にのみ放任せんか何んぞ其社會の生存を保つことを得んや勝利は常に其腕力の強き者に占有さるること自然の數なれば社會稍々發達するときは一個人の腕力より一層強剛なる權力の必要を認め此權力に依て以て保護し得る限りは社會の生存條件を保護して之を毀損し及び妨害する條件は断然之を排斥せざるべからざるべからず即ち國家強力に依て保護さるる生存條件は權利となり強制せらるる責任ハ義務となるなり故に國家の權力の範圍は國家生存の必要條件を認定保護するに在りて此範圍を越へざる者皆正當にして苟も之に違ふものは權力の濫用に外ならざるなり、既に國家の權力は前述の如く人類的生活に必要なる條件を保護する者なるが故に吾人が國家の權力に服従する責任は亦結社的條件を保全するの必要に基かずんばあらず彼の之に服従する否との自由あるを以て責任の基本とするが如き議論は第十八世紀の後半を蹂躪したる自由主義の餘波にして其眞理は自由ある者の責任に自由なき者の責任と亦た別を異にする

に至らん、國家は人類的生活の必要條件を保護するを權力の限界とし吾人は結社的生活を営むの必要あるより之に服従するの責任を生ず故に國家の刑罰權とは結社的生活に必要な條件の否認を除去する強力にして即ち刑罰は之を除去する方法に過ぎざるなり去れば刑罰の範圍も亦國家の生存條件を妨害する所爲に對し之を排除するに必要不可欠範圍を限りすべきこと自から明瞭なりとす、要之に人類の生存競争は社會でふ團體を組織し社會的生活の一部たる國家は其生存に必要な條件として法律と云ふ制裁を設くるものなり然るに社會と云ふ國家と云ふ人類の團體は生存競争の結果歲月と共に優勝者益々進歩發達するが故に其生存條件たる法律も亦た發達進化せざるべからざるは將に理の當然なりとす

抑も犯罪に實質と形質との區別ありて犯罪の形質とは刑法が或行爲不行を犯罪として示す所の事實を備ふる條件を云ふ我刑法に就て云はば第二編以下に列挙する各種の刑に就き其成立に必要な要素は即ち犯罪の形質なり故に之を知らんと欲せば主として正文の解釋に依らざるべからず尙は換言すれば形質的の犯罪を稱して解釋上の犯罪又は國法上の犯罪と云ふも可なり而して犯罪の實質と云ふは犯罪の形質を現はす根據にして事物本然の特性を謂ふ去らば形質に關する研究の如きは一國一時代の成典のみに遵據して説明することを得ず人類の生物中に於ける位置社會的生活の原理を及翼として心身の關係爲不爲の状態を論議し古今に渉り萬國に通して推究せざるべからず故に實質的の犯罪は更に之を名けて純理上の犯罪又は哲學上の犯罪と稱することを得るなり要之に予は言語の解し易からん事を欲して以後犯罪の形質は國法上の犯罪と云ひ犯罪の實質を稱して哲學上の犯罪と云ふ場合ありとす

犯罪に實質と形象との區別あるが故に其定義も亦た實質上の定義と形象上の定義との二となる一般の學者は之を合併して一定義と爲さんとする者あり若し強て一定義の中に此兩者を合併はすこととせんか正文の解釋と哲學上の原理とを綜合して遂に事物の真相を失ふに至るの虞れあり予は先づ實質と形象に關する定義を示し尋で此兩者の異なる理由を明にせん欲す

凡そ犯罪の實質を説明するには刑事法は哲學の範圍に屬すや將た刑事法科學の範圍に屬する者なるを研究せざるべからず犯罪の實質は前述の如く古今に滯り而國に違ひて唯一なる所謂犯罪に關する最高原理なるが故に其之を説くは刑事法哲學の範圍に屬するものと論を俟たず去りながら其實質は一國の立法者果して如何に之を解したる乎假令は我國の立法者は犯罪の實質を如何に解釋して其形象を定めたる乎の一點は刑事法科學の範圍に於て十分に之を研究するの價あり何となれば國法を解釋するに當りては先づ其制定者の實質に對する意見を論定するの捷徑たるに若くされば也然らずんば即ち何に依て以て眞の法律精神のある所を知る能ざるに至るの虞なきを得ざる也夫れ如斯犯罪の實質に關する問題は分れて何れを無二の眞理とすべし乎一國の立法者か之に對する意見は如何なりし乎の二となる去れは國法上の犯罪即ち其形象に關する定義と實質に關する定義とは全く分離して觀察を下さるべからず動もすれば罪の實質的定義は高尚に失して實質なきと云ひ或は形象的定義は寧ろ低きに失して其及ぶ所なしと云ふか如き議論を生ずるも其は如何れも問題の位置と實質とを看破せざるの罪に於けるものと謂はざるを得ず即ち形象的定義は一國刑法の精神を會得し各條を讀了せしめて其原則を知らしむるに就き科學上須臾も離るべからざる實質の存するものにして一國

の立法者刑法編纂の際に懷抱したる實質の見解如何に成文の不備缺點を補ふの實益を存するものなり、又一面哲學的に論下したる實質の眞理は萬國の刑法の改正を促すに足り甲乙問題の位置も實益も均しからずして若し誤て此區別を捨て實質に關する定義と形象に關する定義とを一括し去らんか成文の解釋と其成文の基礎とならざりし實質の見解とを混合し一種異様な變作論を生ずるに至る

諸形象上より犯罪の定義を下げば犯罪とは刑罰と云ふ制裁を附したる禁令又は命令違反の所爲にして權利の實行にあらざるものなる謂ふと即ち國法上の犯罪の成立するに於ては、明文あるを稱して精神上の要素あるを要し三、所爲に關する要素あるを要し四、權利なきを要す如斯して成立したる犯罪には刑罰の制裁あるを原則とす而して一人にして數罪を犯すも數人連合して一罪若くは數罪を犯すも犯罪たるや即ち一なり既に犯罪は禁令命令違反の所爲なりとせんか其禁令たり命令と云ふ事柄を明示したる成典なるからざるを勿論此禁令命令に違背せざる所爲は何等の所爲ありと雖も罪と認めざるを原則とせり去れば成文法のある國に於て犯罪と云ふ形象を成立せんに於て禁令命令を以て第一の要素と爲す所以なり

(未完)

● 刑の目的と監獄

法學士 岡田朝太郎君講演

本稿は本月十二日東京神田美土代町青年會館に於て同情會發起に係る監獄改良演說會に於て岡田法學士の講演にして頗る監獄當局者を益するものあるを以て左に其大要を摘録せり若し誤解の點もあらば幸に叱正の勞を垂れられんことを希望す

諸君私の問題は刑の目的と監獄と問題にして是れより聊か諸君の清聴を煩はさんとす監獄改良の聲は近頃當局者の間に頻りに唱道せらるゝにも拘はらず世人の常に此思想に冷淡なるは嘆息の至りなりと前辯士(原君)は云々せられたり、然れども予を以て之を見れば當局者の此熱心と云ふは果して眞正の熱心と云ふを得べきと云ふに予は盡く之に首肯する能はざるなり予は寧ろ皮相の熱心者多くして夢中に狂奔するものにあらずなきやを疑ふ亦た社會一般人の割合に此思想を抱持するものあるに至りしは十數年來の經驗に照し寧ろ秩序的に進歩し來りたるものなるを喜ばずんばあらず要するに熱心と云ひ冷淡と云ふは何れも比較的の語に過ぎずして予は比較的に近頃監獄思想の進歩發達したるものありと信ず

代に當て彼の有名な英國の學者、ベンサム杯の人々が、類に研究の結果正義主義(應に懲報善に善報ありと云ふ説)利益主義との二派の説盛んに相衝突して結局此正義主義を調和折衷して所謂折衷主義なるものを唱道するに至りしなり元來此正義利益の二主義を以て相調和し折衷せんことは常に難事にして、恰も此二主義の差は水火相容れざるか如き性質を有するものなれば到底其目的を達する能はざるものなることを予は學理上より信せん欲す(此間聊か誤解なきを保せず讀者幸に了せよ)

抑も會社如何なるものなるやと云ふに吾人々類の二人以上より成立する所の團體を指したる總稱にして即ち國家あれば其下に臣民あるか如く社會と云へば必ず其下に人類の相集合せる團體あることは更に論を俟たざる所にして尙ほ之を反言すれば吾人々類の或あるものか人類の團體たる社會を害するもの即ち犯罪にして既に社會を害する犯罪あれば吾人の責任として之を減少し及之を消滅するの法を講せざるべからざること勿論にして社會なる大團體中に及國家てふ特別の小團體即ち國家の體面を形造くるには必ず最高權力なる主權のあるありて諸般の法律を制定發布し此社會を害する犯罪者を排除するに勉むるもの即ち 刑法なりと云々

要するに刑の最終の目的は何であるかと云ふに犯罪の消滅及減少を圖るにありと云ふべきなり

然り而して犯罪の原因は如何と云ふに三個の區別ありとす(一)自然的原因(二)社會的原因(三)個人的原因とす自然的原因と云ふは、氣象季節、節の差異寒暖は犯罪を作出増減する原因にして社會的原因(又人爲の原因とも云ふ)とは政治、法律、宗教、道徳が基本となり犯罪を生み出すものな云ふ、個人的原因とは又小別して先天的原因生

本は何であるやと云ふに復讐主義即善に善報ありと云ふか如く反坐の性質を帯びたる者なるとは歴史上争ふべからざるの事實にして世人は餘り刑罰の事に研究を盡さざりし而して斯く世人の冷淡なりしに即ち之を研究する補助學即ち參考書のなかりしに轉するものにして吾人の學を深く研究するに至りしは前世紀即ち十八百年代の事にして實に近世の歴史に關するものと云ふべきなり然るに千八百年

然り而して犯罪の原因は如何と云ふに三個の區別ありとす(一)自然的原因(二)社會的原因(三)個人的原因とす自然的原因と云ふは、氣象季節、節の差異寒暖は犯罪を作出増減する原因にして社會的原因(又人爲の原因とも云ふ)とは政治、法律、宗教、道徳が基本となり犯罪を生み出すものな云ふ、個人的原因とは又小別して先天的原因生

復の原因とす。先天的原因とは生來不具廢疾の如く人生れなからにして犯罪の性質を備ふるものにして、生後原因とは彼の發狂人癡癡人等の如く家庭及び教育の不完全なるより乞丐なり痴癡なり窃盜なり強盜なり殺人罪を犯すに至る等視て各種の犯罪の原因となる、以上種々の原因より成立する犯罪の内々に就き改良し得べき者如何に矯正を加ふるも根治すべからざるものあるは予の信する所なるに拘はらず前辯士は犯罪は何れ如何なる犯罪と雖も改良すべからざるものなしと云はれたり。雖も予は犯罪の内には如何なる方法手段を以てするも遂に根治すべからざる種類のものありと確信更に觀察の方向を轉して犯罪人に適應する刑の目的即ち方法は如何せし可なりやと云ふに(一)除く(二)抑する(三)治すの三に出で、除くとは幾回之を刑するも遂に改良すべからざる執拗頑冥の犯人は之を社會より除くこの意にして死罪の執行は是なり、抑するとは社會を害する犯人を監獄に拘禁し自由を得せしめ終生監獄に監禁するもの、第三の治すとは惡事を悔悟せしめ善行に復歸せしむるの意にして監獄最終の目的は除くにあらず抑するにあり。即ち犯罪分子を根治せしむるにありと云へきなり然るに現時の監獄は其制度監獄官吏建築の善からざるより能く此最終の目的を達する能はざるのみならず彼の最も忌むべき雜居の制は衣食住の保護を受け犯罪の研究をなさしむる者なりとの傾き能はらず予は雜居制の害を認むると同時に分房制建築の必要を是認するにも拘はらず近頃或地方の監獄改革に際し當局者の折角輕重したりし分房監の設計も予の先輩の或者が或官人に分房制の害を説きたりしより不幸にして分房監は中止となり依然保護の下に犯罪を研究する雜居制に改められたりとの事を聞けり。突も予の遺憾とする所なり尙進んで予の現時の

監獄に望む所は他にあらす(一)分房制の實施(二)監獄官吏の氣概(三)監督官の學識の三を分房制の實施は取りも直さず分房監の新築にして予の茲に云ふ監獄官吏の氣概とは彼の普通世人の云々如き氣概にあらずして監獄官吏たる者は囚人に接するに涙を以てせよ即ち涙を以てせよ自己の最愛なる不具なる小兒に對するの意を以てせられたしと云ふにあり、監督官吏の學識とは凡る典獄たるもの、職務は實に繁雜なる職務にして刑法の事作業の事務衛生の事教育の事教誨の事は皆專門の學術にして是等の事の全きを今日の典獄に望むべからざるのみならず吾人は萬能を有するものにあらずれば作業以下の事は姑く其僚屬に委任するとするも監獄の基本たる刑法の目的位は是非之を研究せられんと世の典獄諸君に希望するものなり予は典獄に知人多し今日此席に於て敢て諸君を上下するものにあらずと雖も今少しく全國の典獄諸君に向て刑法を研究せられんとを希望せざるを得ず去れば少くとも否假令其基本に於て誤謬ありとするも刑の目的位は確然主持する所あり徹底之を遂行する位の覺悟即ち案を備ふる所あらんことを希はざるを得ざるなり終りに臨みて當局以外の人士に向て最も卑近なる例を惹き監獄改良論の勃興を促さんと欲す予は今諸君に試みに問はん諸君は人生最も重すべき者は何物たるやと云ふに恐らく金錢の二字に終極を告ぐるならん彼の偉人豪傑たりし那ホレオンに向て或人問て曰足下は戦争最終の目的は何んぞやと尋ねしに答は只金と答へしのみ而して如斯と前後十八回なりしと始終一徹只金と答ふるのみ既に此の如き偉人すら金の爲め戦争をし人命を蹂躪に塗したりしと云へば金錢の吾人社會に重んぜらるゝと獨り生身身體の貴重のみならんや而して諸君は今日現に彼の保護の下に犯罪を教養すると云ふなる監獄の費用に

向て年々四百萬圓足らずの多くの金額を費より繰り出せるにあらすや是等の少からざる費用は他の種々の事業に傾注するの急務もあるにあらずや然るを斯る消極的の事業即ち監獄の費用に向て諸君が血税を監獄せられつゝあるものなれば此理由を以てするも諸君は奮つて監獄改良なる事業に熱心せられ犯罪をして減少若くは消滅せしむるに勉むべきこと諸君が社會に對する責任なり義務なりと予は信せり云々

雜 錄

●監獄則改正案と云ふに就て

此項主務省に於て調査脱稿せられたりと云ふ監獄則改正案なるものは果して如何なるものなるや予輩門外漢の得て知る所にあらずと雖も道路の説に聞く所に由れば左の二三の事項は蓋し改正の主なる點なるか如し眞偽は素より予輩の保證する限りにあらずと雖も予輩が假りに改正を要する箇條と云ふに就て卑見を述べんとす讀者幸に諒せよ

一、現行監獄則が重罪・輕罪の區別に依て工錢給與の割合を異にしたる制を廢し重罪・輕罪とも同一にし及び其割合を増したる事 現行法の規定に依

れば定役に服するもの、工錢は重罪囚は其二分輕罪囚は其四分を與へ餘分は監獄の費用に供すとありて其胚胎する所爲監獄則の規定即ち重罪囚には其一分輕罪囚には其二分とありしを其儘繼承して只其歩合を増したるに過ぎず舊監獄則が何故に甲乙の間に如此階段を設けたるものなるや予輩得て之を知るを得ずと雖も元來刑罰は均一ならざるへからずと云ふの原則より見るも等しく重罪と云ひ輕罪と云ふ刑罰を受け刑名を異にし刑期に長短こそあれ均しく定役に服する性質の刑罰なるにも拘はらず重罪は其割合寡なく輕罪は重罪の二倍を給すると云ふか如きは予輩其理由を發見するに苦まざるを得ず論者或は説を爲して曰はん重罪囚は罪狀重く刑期も又從て長き年月間監獄に拘禁するものなれば其之より軽く短き輕罪囚と同一の率を以て工錢を給與する如きは却て刑罰公平の本旨に違ふ者にして況んや監獄則なる行刑法は其原則行政處分に出て性質刑法の如き公法と全一視すべからざる理由存するにあらずや云々と若し論者の説にして正鵠を得たりとせんか予輩甚だ惑ひなき能はず元來刑法が重罪と云ひ輕罪と云ふは只其刑期

の長短に因て大別したる名稱に過ぎずして其罪狀こそ千差万別なれども既に刑法に因て刑を宣告したる以上は其刑罰の性質に於て重罪輕罪の間に何等の甲乙なきに拘はらず彼は工錢給與の割合を異にするか如きは實に偏頗の甚たしきものにして若し論者の云ふか如き重きものに薄く輕きものに厚くすとせんか結局重輕罪の區別に因て定役の種類を迥異にせざるべからざるの必要生し甲乙權衡を失ふること實に火を賭るより炳然たるものあり然るに論者尙云はん給與工錢は素と作業を獎勵するの手段にして兼て貯蓄したる工錢を以て出獄早々自活の途に就くの端緒に供せしめらるゝ精神なれば刑期の短きものに多く給し長きものに少く給する何の差支あらんや成程此理由一應正當なるか如しと雖も是れ大に正反對の議論にして刑期の短き者こそ却て出獄後自活の途を得るに易く長きものは夫れ丈久しく社會と隔離しつゝあるものなれば社會の信用從て薄く否薄きのみならず信用てふもの全く地に墜ちたるものなれば之をして出獄早々良民社會に伍し自活の道を需めんと金力にあらざるよりは得て希ふべからざれば彼の短期刑輕罪囚

の給與の割合こそ却て寡くして可なるべきに全く是れと正反對なる結果にして長く久しく監獄にあるか故に少額にて可なりとは何れの點より之を觀察するも到底之れが理由を發見し得ざるを去れば草案は重罪輕罪の區別に依り給與工錢の割合に差異を措かず總て其一分乃至六分を給與すと規定し各囚人の階級に依て其割合を異にするの制を取れり是れ實に獎勵感化上に於て唯一の手段として予輩は之を贊するに踴躍せざるなり而して其階級制の如きは施行細則に細定せるあり予輩他日を待て之を言明することあるべし

付現則は科程外工錢給與の割合厚しを全然廢せられたりとは又所以あり次項に予輩の意見を述べ二、現則第十七條の但書に於て科程の標準は内務大臣の認可を受くべしとあるを削除せられたる事定役に服すべき囚人の作業は毎囚の体力に應じ一日の科程を定めて之を賦課すべきこと強制作業の性質上必要の規定にして科程なき作業は偶々以て消閑の具たるを免かるべからざれば科程の勵行は作業督勵の要具にして作業と科程とは偏廢すべからざるは勿論なり然れども現則の如く科程標準の

細事に至る迄内務大臣の認可を要するか如きは繁に失し其効果に於て何等得る所なきは内務當局者間に於ても批難あるとは予輩の從來耳にする所にして現則の但書は予輩其精神を解するに苦めり何となれば作業の科程を典獄權内に放任したれど何等の弊害之れなきのみならず當局者の方寸に出つる科程こそ眞の業別に關する科程にして却て認可を與ふる内務大臣は各種の科程に付き適否を檢するの繁難且つ困難なる者あるにあらずや又權衡上より之を云ふも定役囚に科すべき個人の科程迄内務大臣の監督を要するか如きは典獄が行刑上の理術を掣肘するの嫌あり曉々しく監獄則に迄明記するの必要なきか如し草案は斷然此但書を削除したりと云へは是れ洵に英斷と云ふべきなり作業科程の如きは典獄職權内に於て立定する仰の不可あらんや是等は却て典獄の方寸に任すべきこそ寧ろ正當ならんか又一歩を進めて論すれば作業の科程は作業を強制するの唯一手段にして科程の作業を終へたれば却て服従時間内は是非之を科せざるべからざるの性質の者なれば偶々科程外の作業を爲したれば却て科程外の工錢(即ち割合の善き)を與ふ

の必要はなかるべく宜なる典草案は又此制を廢したりと云へは予等之を贊せざるを得ざるなり

三、現則の囚人及懲治人の食糧下白米四、麥六なりしを更に更其範圍を擴めて下白米は十分の二乃至五麥は十分の五乃至八と改定せられたる事 米麥合炊の下等人民間の常食にして現行監獄則は下等細民の常食に其模範を取りたるや明かにして一般に通して四六の割合を以てせり然れども草案其範圍を擴張したるは他に故ありて存す即ち階級制の實施をして奏功の大ならんことを欲し米は二乃至五、麥は五乃至八とし階級に應じて其區別を立てたるは寧ろ理由ある改正と云ふべきなり其詳細は階級制の項に至りて之を説明せん

四、現則の有賞表者に與ふる特別菜は其價一回一錢に過ぐることを得ずとあるを草案に於ては一錢の限外とせる事 是は別段説明する迄もなく規定の菜代一錢なるを特別菜は優遇者に與ふるものなるにも拘はらず一錢とすとの制限あるより價格の制限ある爲め割合に優遇者の特別菜と云ふ迄の美味優菜を給する能はざるより限外に措かれたるものにして是れ又階級制實施に伴ふ改正必要の

點ならんが

五、刑事被告人食糧米麥の割合は囚人其他と同一なりしを改正して下白米四、麥六の割合とせる事及留置場に於ける給與の食糧は監獄則の規定外とせられたる事 前段は刑事被告人の米麥割合を囚人と殊別したるに過ぎずして比較的其割合を善くしたるは一時の嫌疑拘禁者に過ぎざるに依る後段留置場の食糧に關する規定は現行則に明文之れなしと雖も事實は既に監獄則規定以外に屬せり是れ却て炊烹の困難なるあり便宜最寄の仕出者より辨當を取り之を給したり草案は只之を明言したるに過ぎざるか如し

(以下次號)

●減食處罰執行場所に就て

從來多くの監獄に於て懲罰中減食處罰を執行するの場所は法規上別段の規定なしと雖も終日監房内に於て執行し來れるもの多きが如し是れ一應は批難の點なきが如しと雖も寂寥廣闊なる監房に終日獨坐せしむるは該に所謂小人閑居して不善を爲すの語に漏れず不善を爲さざる迄も無聊寂寥の餘種々の惡計を案し又或時は睡眠を貪ぼるか如きことはなきか最も戒護看守等の頻々監房を巡視するあり是等の

不逞を許さざるは勿論なりと雖も其効果の甚だ顯著ならざるものなり此頃予輩の實見せし監獄に於ては減食處罰者の執行は總て非行以前服役せし工場内に於て執行せらるゝを見たり故に予輩試みに當局者に就き監房に於てするとの利弊如何に就き質問を爲したるに此當局者の答辯は甚だ予輩の意を得たるものあり左に之を記述して讀者の參考に資せんことを彼の再三再四罪を犯し殆んど監獄を以て家とするが如き破廉耻漢の間には眞正の廉耻てふものを拂ひ是れなしと雖も又其間に異様な氣概の存するものにして平素言語を交ゆる能はざる迄も日夕全一工場内にありて作業に服する者の間には普通以外の俠氣の存するものにして相識者の一朝獄罰に處せられ終日工場内に於て減食に處せられ徒手獨坐せしめらるゝありとせんか他囚は舉て彼を目して受罰者たることを知り心竊に嘲笑し一面受罰者は尙以て耻辱を感じ彼の多囚の指目する所となるは最も彼等か平素の俠氣に採らざる所にして如何なる厚顔奴なりと雖も之を再三せらるゝに至つては殆んど全く失望の地位に陥り大に處罰其ものゝ効果を顯はすものありと是れ或は然らん則下の如き日長の季節に當り六、七

入合の役食より一朝忽ち二三合の減食に處せられんか非常の空腹を感じ苦痛を感ずる勿論なるべしと雖も此減食執行場所をして工場に於て然かも多囚の面前に於てせられんか他の役囚は既定の通常食を支給せらるゝに拘はらず處罰者獨り空腹に加ふるに無形の嘲笑侮辱を受けること定に彼の異様な俠氣心を煽動せらるゝの極、獄罰を再びせざらんことを希ふに至るべしと是れ至極妙案なるへしと感知せしまゝ斯くは一言することなせり

次は幼年囚及懲治人の處罰方法

幼年囚及懲治人の處罰は獨愼、減食の二にして獨愼は晝夜獨愼室に於てすと雖も減食執行場所に就ては其規定なし然るに彼れ幼年囚及懲治人は未だ知覺の遲鈍なるを通常と爲す者なれば看守者の時に取ての叱咤嚴責も忽ち忘却し去り貪眠又は惡戯に耽るか如き場合多し故に彼等の獨愼、減食は何等の苦痛もなく又何の感しもなく空過する者多し去れば予輩の見を以てすれば是等幼年囚懲治人の處罰は或は一定の時間佇立せしむるか或は他に思考を運らし或る重量のものを抱かしむるも可ならん要するに知覺遲鈍者を處するには一瞬間時も苟安すべからざる直立罰

直立拳手罰の類亦妙ならんか以て當局者に訂す

●懲治場を地方監獄の區劃内に設置するは不可なり

現行監獄則第十四條に於て懲治場を地方監獄の一區劃内に設置することを法認したるは大に懲治人の感化上に害あり予は憲治場を以て監獄の種類中に加ふるすら尙は立法者の希圖如何を疑ふ見よ日に懲治人再犯者の増加を致すは既に事實の馮證する所なり元來懲治人は刑事上の責任を有するものに非ず従つて懲治の事たる行刑とは全く其趣を異にするものなるを以て之れを監獄なる名稱の下に留置するが如きは恐らくは策の得たるものには非ざるへしか蓋し懲治人の最も多くは十二歳以下の幼者にして未だ是非を辨別するの智能を有せず心神極めて軟化し易き期にあるものなれば勉めて監獄の模様を知らしめざることに注意せざるへからず監獄則第十四條の精神亦些なくとも此意に外ならざるべし其れ然り然れ共其劃然たる墙壁は徒たに形式上の墙壁たるに止まり彼等心裡界の墙壁は未だ全く之れを劃別すること能はずして彼等の軟化し易き心神は其軟化し易きだけそれ丈亦た鋭敏なる感覺力を以て緻密なる監獄の模様

は間斷なく彼等の心裏に描かれつゝあるなり又れ時として囚人の行動を觸目するが如き皆之れ監獄の智識(的)と助長するの機會たらざるはなし終に全く監獄の畏懼すべきを忘れ甚だしきは此境遇こそ却つて人生の常態あることを諒思して怪ざるに至らしむ而かも此諒思は亦殆んど先天的性質の如く終に得て洗ふべからざるに到る豈深く恐るべきに非ずや余は常に拘留囚の如き短期者をも尙は監獄に拘禁するは其監獄を畏怖するの念慮を薄からしむるの弊あることを憂ふ獨り拘留囚のみならず禁錮囚と雖も其極めて短期の者は可成之を監獄外の適當の場所(即ち警察署の留置場の如き)に拘禁することの監獄の威嚴を保つ上に於て事ろ頗る策の得たるものと思考しつゝあるものなり況んや無邪氣なる懲治人に於てをや是れ豈犯人の憂のみならんや

未丁年囚に學術の教授を望む

我監獄則は十六歳未満の囚人に對し學術教授の必要を認む然れども十六歳以上二十歳未満の囚人には殆んど其必要を認めざるものゝ如し今前者に學術教授の必要を認むるものは思ふに彼等の前途を考察し人の處世に必要な特別の技藝を授けんとするに外な

らざるべしと雖も凡そ十六歳未満のものは概ね思慮分別の未だ確定せざるものなれば直に以て其主旨を貫徹すること能はず僅かに間接の効果を存す之に反して十六歳以上廿歳未満の者に在ては既に思慮の辨別ありて只僅かに經驗の充分ならざるに過ぎざるものなれば其主旨を達するの上に於て其効果の直接なる前者と後者と果して孰れぞ予は常に本則の規定が後者にまで及ばざりしを憾む

教育と犯罪との關係は已に識者の認むる處にして今更子輩の贅言を俟たず唯た予輩の希望せんとする所のものゝ獨り十六歳未満の囚人のみに止まらず十六歳以上廿歳未満の囚人にも尙は毎日四時間以内學術を教授せんことは是れなり之れ豈に予輩の獨望のみならんや滔々たる國家の大勢は亦噴然として爾く望めり説く所稍々廣汎に失するの嫌あれども一体國家が臣民の教育を以て行政の一とする特別の理由を釋ぬれば國家は一己人の力の及ばざる範圍内に於て臣民に代はり其生活發達を計るの目的に出でざるはなきなり蓋し智識の社會上の運動に於て上進せんか爲めに必要なるは言を俟たず

今や罪囚に作業を課する其目的とする所亦實に其發

達一にず夫の作業は慣習を養成して人生自然の本務を盡さしむと云ふの説は之を丁年以上の囚人に施すべくして未だ全く未丁年者に施用すべからざるものあり乃ち監獄が未丁年者に對し作業事務を經營するの目的は宜しく實業を轉じて業務となすに在るなり換言せば各種業務の實地を教授するの間に於て其理由を挾て以て廣く人生全体の事業に對し其特殊の業務の立つ所の關係を知らしめ手工上の元素に加ふるに精神上の元素を以てするに在るべきなり而して此高尚なる觀念を惹起せしむるときは如何なる事業に従事せしむるも皆其分に安んずることを得べく内には其心を満足せしめて自尊の情を養ひ外には社會に對して耻る所なきが故に不満の念を現在の物情に挾て再び犯罪を爲すが如き心は爲に必ず消散せんとす豈獨り自尊と安分との爲めに此高尚なる觀念の消滅せざらんことを要するのみならんや又是れ業務其者の爲めに甚だ必要な所とす其故は人此高尚なる點に注目せずして業務を移ひるは是れ其業務の十分の旨趣を解せずして只機械的に之を營むものなれば其精神に於て必ず欠る所あるべく世運を追ふて變通し益々善く人世の要求に投し以て能く其發達を助けん

とするが如き活動の自在を期すべからざるべきなり此事實は世に全一の業務に従事するものゝ間に於て其唯だ實地的に専門の事業を營むものと多少の見識あるもの即ち自家の業務と社會の他の事物との關係を知るものゝ間に於て成績の上に於ても又た世の尊敬の上に於ても大に異なる所あるに依て明かなり況んや廿歳に満たざる年齢は我國情に於て實に學術修業の春時たるに於てをや

看守給與品に就て

金城生

地方により巡查看守の靴及靴足袋肌着は現品を下渡す處もあり亦た相當代價を評決して現金下渡す處もありて各地一定せざるを聽く吾人は現品にても現金にても差支へなしと雖も考一考せば規律の上に於て一言せざるを得ず

官署に於て現金を下渡すは其官署にして大に繁雜なる手数を省き好都合なるへし亦た巡查看守にして現金を受るとすれば適當したる品物を拵へ却て姿勢も整肅たりと謂ふ勿論然り然ども吾人か既に目撃したる或る地方の如きは現金下渡となりてより破れたる古靴を穿用するもあり殊に甚しきは膏藥張に似たる

古靴を穿用するものゝ多きは甚た不審に堪ざるなり尤も下渡代金の他に浪費せざるは萬々之れなし思ふに一足の靴を拵るよりは五十足或は百足の靴を拵るすべしは素命及び製造費銀多少の割引もあり代金下渡よりは却て堅固なるものを拵ることを得るは多辯を保たす事實の上に於て知る所なり譬ひ多少の手数を要するも姿勢を重しとすれば現金下渡を全廢し官署に於て拵へ現品を下渡されんことを望む

●監獄醫務も尙ほ仁術たるべし

吉田 徳太郎

醫は以て仁術たるべしとは千古の格言余輩は尙ほ監獄醫務に付ても此特性を失はざらん事を冀はざるべからず而して若しも監獄の醫務家にして醫の仁術たるを忘れ其身の囚人たるが故に其醫務の上に於て等差を措くが如き事あらんか余輩は監獄醫務の爲め一大恨事なりと謂はざるべからず故に醫家の病因に接するや尤も親切懇到なるを要するは勿論假令輕易なる病者なりと雖ども必ずや診視脈接して以て施療の道を盡さるべからず徒に彼の世上營利的醫療方法の如きものは取つて以て監獄の醫治方法と爲すべからず然れども余輩の所謂親切懇到なるの語は囚

人に親昵し囚人の請ふが儘に寛容（例之は藥を投せられたしよし々々粥を與へられたしよし々々）せよと謂ふに假令病囚なりと雖も病囚相當の紀律を勵行すべきは刑罰主義の要求する處なればなり故に苟くも監獄醫務家を以て任するの士は其胸臆に之れらの觀念を放たざるを俱に蓋に病囚或は診察を請願したる囚人に對し權案潭山碌々診視脈接も爲さず放擲するが如き不親切なる行動は事實に於て有間敷事ならんかなれども若しありと假定せば余輩は此に監獄醫務家諸君に向つて戒愼反省を求めざるべからず要するに監獄醫務家たるものは嚴格に失するよりは寧ろ寛容に失するを以て其施療の指針誤らざるに庶幾らん乎嗚呼説去り説來らんか監獄醫務家諸君の職も亦難ひ哉亦難ひ哉

●看守の俸給に就て

霞 堂 主人

曾て巡査看守の俸給令を改正し各月俸を増額せらるるの説ありしか仄かに聞く所に依れば遂に増俸のとは見合せになりたる由何故に然るか吾人は甚た之を遺憾に思ふと雖も最早此に至ては如何ともするに能はす去りなから巡査看守就中看守は勤勞多きにも拘なり今日にては殆んど改良事業の我當屬者間に止まらずして學者爲政治家の間に監獄の改良の必要を認むると全時に亦社會公衆の間に亦此事業に傾注するに至りたるこそ實に斯道の爲め慶賀に堪へざる次第なり乍併未だ之を以て改良の能事足れりと云ふこと能はず前途猶ほ百里の長程を有する此道途實に瞬間も忽諸に附する能はざるなり就ては將來監獄の改良上最も結合の道を講すへきは刑法學者と監獄學者との結合より緊要なるものは恐ろくなかるべし今刑法の發現する實を收めんと欲せば一に監獄に依るの外なく刑法と監獄との關係が斯く密着なるにも拘はらず今日迄の刑法學者は概して監獄の改良上甚た無頓着にして且つ冷淡なるの顯象を呈しつゝありしは多少吾人のヒガ目なるかは知らされども兎に角其ヒガ目の觀象を吾人に與ふるさへ實に予輩の怪訝に堪へざる次第なりき岡田學士は夙に茲に見る所あり身は大學教授の重任を荷ひながら又た獄務の改良を計るに孜々たり今や氏は其餘暇を以て神奈川縣監獄署に來り得意の刑法を講義して大に吏員の教養に力めらる實に國家の爲め喜ぶべき事にして吾々の謝するに詞なき次第なり

らす其俸給少く勤勞に酬ゆるに足らざるとは各人の認むる所なるを以て早晚其俸給を増額せらるべし然りと雖も目下の所規則の範圍内に於て出來得る限り少しも多くの俸給を與へて其勤勞に酬ゆるの方針を執らざるへからず然らば則ち九年若くは十二年以上勤續の者に對しては各々特別俸を給し其他一般の看守に對する俸給は最下級八圓と最上級十圓との中間に在る九圓を平均とし以て豫算を立て典獄は議會に向て十分説明を與ふれば其協賛を得ると敢て難きにあらざるへし去りなから成るべく各地方均一に出てされは其適當の處置なるにも拘はらず之れを實行に際し種々なる障礙を來すとなきにしもあらざれば當局者に於て宜しく協議を遂げ成るべく同一に提出せられんことを今や來る三十年度の豫算調製に際し適當の時機なるを以て簡單に我輩の意見を述へ當局者の參考に供す

●岡田法學士の厚意を謝す

神奈川 薫 陶 子

近時我邦に於ける監獄改良事業は漸次其歩武を進め監獄に關する法律規則は再三の改善を経たると共に之れを運用施行する當局者も愈々益々研究する所と

獨逸は深山に住して無藝一生を了るの獸類なり然れども人あり之れを生捕り之れに技藝を教ゆれば能く舞ひ能く踊ること恰かも人類の如く亦能く人の弄物として愛玩せらる余輩亦此際學士の懇篤なる薰陶を受け他日司獄の能吏として國家に盡し以て學士の鴻恩に報ひんと欲す語に曰く學ふべきの時を知らずして用ゆべきの時を知ると雖も益なしと爾來専心研究を怠らざらんことを誓ふ學士夫れ煩勞を厭ふ勿れ

●刑法に付ての獨演説

都西樓主人

私は本日より刑法に關する獨説演を爲さうと思ひます勿論諸君は諸大家の演説を聴き又た諸大家の著書に就き充分御研究せられたことゝ考へます今私の述べんとする所のものもツマリ先生より授けられたる所の智識を再演して一層諸君と共に研究を慫慂したいと思ふのであります蓋し今日の獄務家諸氏が夙夜熱心に獄事の改良を計らるゝも其目的とする所はツマリ刑法の發現する實を收めんと欲するに外ならんのであります言を改めますれば治獄家の目的を達せんと欲するには先づ刑法と云ふものゝ主義目的を知悉するところが第一肝要であらうと考へます聞く所に

依りますれば神奈川縣監獄署に於ては先き頃より帝國大學助教授法學士岡田朝太郎先生を招聘して爾來毎月刑法の講義を看守一同に聴かしむると申すことでありますすが當局者の注意は實に至れりと云はなければなりません望むらくは各縣共に斯くありたき者であります併て前口上は此位に置きまして是から本文の演説に取掛かり諸君の御批評を願ふことゝ致します

一休刑法とは如何なるものであるかと云へば刑法とは社會の刑罰權を行ふことを規定したる法律の名稱であります併し如斯申しますれば彼の裁判所構成法や刑事訴訟法も矢張社會の刑罰權を行ふことを規定したる法律でありますから此等も均しく刑法と云はなければならぬのであります乍併私が今茲に諸君と共に研筭せんと欲する刑法は如此廣き意味の刑法でなくして犯罪たる事實及び之れに適用する刑罰を規定せるもの即ち吾邦の現行法にては四百三十箇條の成文より成立ち居る所の刑法に付て御話ししたいと思ふのであります故に今此刑法の何たることを知らんには先づ犯罪と云ふことゝ刑罰の性質とを理解しなければなりません

さて犯罪とは如何なるものであるかと云ふに犯罪とは社會が有害と認むる所の所爲である刑法に於て犯罪と云ふときは必ず人の所爲を指して云ふのでありますして人の意中には立ち入らない假令社會に於て之れは有害なりと認むる所の所爲を行ふへき思想を有するも單に無形の思想に止まりて之れを腦裏に包蔵し居る間は未だ刑法の罰すべきものではありません又た良し其人が已でに害となるへき所爲を行ひましたも其所爲が豫め法律を以て禁止したるか又は命令したるものでなければなりません委しくは云ひますれば斯々の所爲は行ふ可からず斯々の所爲を行ふべし而して此禁令に背きたるものは制裁を與ふへきの事を示し置きたるものでなければ刑法上の犯罪と云ふことは出来ません即ち日本刑法は第二條に於て此主義を表明して居ります凡そ文明各國に於て如何に不文法主義を採る所の國と雖も刑法だけは必ず成文を設けて後に人民を罰すると云ふ主義を採用しないものはないのであります

保つ所の苦痛を感せしむるものであります一言に之れを蔽へば刑罰は公權が犯罪者に感せしむる所の苦痛であります故に彼の犯罪の當時に被害者が防禦の手段として苦痛を加害者に與へ又た被害者が犯罪より生したる損害を賠償せしむる如き加害者に取つては苦痛には相違なきも之れは公權が犯罪者に與ふる苦痛でありますから決して刑罰と云ふことは出来ないで御坐います

以上述べました如く苦痛を感せしむるのが刑罰の目的でありますから苦痛なき刑罰は之を刑罰と云ふことは出来ません然らば犯罪者に苦痛を感せしむるには如何なる方法を以てするかと云ふに我邦の刑法に於きましては犯罪者の生命及自由を剝奪し又たは犯罪者の所有權を奪ひ又たは公けに有する社會上の權利を奪ひ其他犯罪者の幸福(名譽刑ノ如キ)を奪ひ又たは之れを減少することゝなつて居ります尤も昔は随分過酷なる刑罰がありましたが彼の斬罪又は磔殺或は竹鋸火罪炮烙の刑坏と申しまして吾人の之れを聴くさへ其殘酷なるを感ずる刑を科しましたが近頃では幸ひに開明の風潮之れを一掃し斯る殘酷なる刑を廢し又た刑の適用方に至つても日に月に其手段を

次きに刑罰と云ふものは如何なるものであるかと云ふに刑罰とは公權が公益の爲めに犯罪者に有罪なりとの判決言渡を爲し可成其犯罪の害惡の度と鈞合を

進め遂に種々の刑を用ひずして可成一様の刑を行はんとするの傾向を呈する様になりました
議論が稍々岐路に涉りますが苦痛を感ぜしむるのが刑罰の目的であると云ふよりして中には定役即ち監獄の作業を以て囚人に苦痛を感ぜしむるの具なりと誤解して居るものがあるやうて御坐います假令土方職の如き外に在りて常に強役に従事せしものには坐作の業を執らしめ之れに反して外に在て坐作の業に従事せしものには強役を課するか如く常に彼等に反對の業を課する向きがあります併し私の考には之れは大に定役の性質を誤れるものであると思ひます元來監獄の作業と云ふものは痛苦又は懲罰或は脅嚇など云々様な性質を有するものではなくツマリ懲戒規律の嚴正を期せしめんと欲するのでありまして飽迄囚人を強制して一舉手一投足總て嚴肅なる規律の下に働かせしむると同時に人間と云ふものは勞せされは食すること能はさるものであると云ふ至理を悟らしめ以て其習慣を養成して人生自然の本務を盡さしむると云ふのが定役の目的であらうと思ひます尤も作業の結果として彼等は多少苦痛を感ずるには相違なきも決して定役自身は直接に痛苦を望むものては

ありません故に監獄の作業は囚人各々持前の作業を配課し若し監獄の作業中適當の業がなければ務めて其似寄の業を科し彼等をして自ら喜んで作業を屬ひ様にするのが則ち監獄作業の旨趣に適ふものであると考へます御話しが枝葉に涉りまして大層時間を費やしました是から愈々刑罰權の基礎に付て御話しするものが順序でありますが之れは次回に譲ることゝ致します
(未完)

●瘋癲者の刑事上に於ける責任 (承前)

眞實の疾病(猶ほ發狂と云ふが如し)の存在を決定せんよりは扮粧的發狂の虚偽なる性質を証明するは遙かに容易なる業なり所爲の結果を免かれんとする意思を以て虚飾せられたる發狂は必ずや所爲以後のものなりとす之には相當の理由の存するものあり其理由たる犯罪し即ち殺人の所爲は豫謀なるが若しくは豫謀に非ざるや二者其一に居る可ければなり若し夫れ殺人の所爲にして一時の感激に出づる者とせば其は豫見せらるべきに非ざるは明白なりとす從て豫謀せられ得可きに非ず若し又殺人の所爲にして豫謀に出づるものなりとせば犯罪人は彼の發狂なる由を

確證せしめ依て以て禁錮に處せられ自己の責任を輕減せんとするの傾向を有するものなり再言すれば發狂者たるの風采を假粧するは或人の想像するが如くに容易のことに非ざるなり然り而して眞實の發狂者は彼が瘋癲者たるの事實を隠蔽せんが爲めに種々の手段を施すものなり而して發狂者は自己の發狂し居る事實を暗々裏に覺知するものにして彼が發狂の事實を隠蔽せんとする勞苦は會々以て其事實を顯はすに足るものなりとす之に反して虚偽者は發狂的事柄を行ふ事多きに過ぐるものなり而して純粹の發狂者に非ざるよりは決して陷らざりし所の舉動と言語の不整頓と強大とに依りて自ら事の秘密を漏洩するものなり「ドクトル、テローロ」氏の引証せる或老練なる判事は左の如く認定されたりき其言に曰く
彼の癲狂者たるの粉粧を爲す所の人にして假令彼自身が癲狂者たる由を証明せんと試むる事ありとするも其免かれんと欲する法律上の判決を容易に左右し得べきものにあらざる事は安全に主張するを得べきものとす何となれば彼は暫に犯罪の所爲に就てのみならず其他の行爲に關し自己の發狂者たる事を満たす可き大危險を冒さる可からされば

なり凡そ發狂者が眞實なりや否やを試験するは概して左の証據より善きものあるを見す(此他の據証も充分に強きものと假定して)伴て發狂者なりと擬するものは彼が發狂者たる旨を一心不乱に證明せんと勉むるものあり然るに眞實の發狂者は其實發狂なりと主張せらるゝは審問及刑罰に對し彼を保護するものなりと雖も換言すれば斯く主張せらるゝは自己の利益なるにも拘はらず之を嫌惡するの餘強き且つ憤怒せる議論を以て抗抵するものなり

然りと雖も左の如きことは全然眞なりとす抑も發狂者なるものは自己の發狂を隠蔽する事の最早出來難くして且つ要用に非ざるに至りては自己の發狂者たる由を承認するものなり殊に自己の發狂を自白するに依り利益する所ありと見ゆる時に於て然りと爲す則ち辯護者自身(自己の發狂者に非ざる由を主張するが故に斯く云ふ)を殺す可しと若し(強て隠蔽するに於ては)脅迫を爲す者あらんか彼必ず言ふならん「君は余が發狂者たるをしろものなり從て余は余が行ひたる所爲に對し絞罪に處せらるべきの限りに非ず」と然り斯く這般の場合に於て眞偽兩癲狂者の

爲す所一途に出づるが如しと雖も彼の精神強固なる常人(即ち偽狂者)が斯る場合に處する舉動は大に右述ふる所に異なるの狀あり

裁判官と陪審官の注意を要する所の問題は彼の間接及事後の証跡則ち専門家が一層直接に關係する所の事柄より聚集せる証據(犯罪者其人の發狂の証據を示す)よりは寧ろ犯罪者が據て以て審問を受ける所の行爲の目的なき且つ理に適はざる性質より推則せらるべき犯罪當時に於ける彼の心狀なりとす喻へは母たるものにして彼女の懷理に抱ける小兒を殺すか若しくは沈靜せる常人にして彼が親愛せし所の妻又は子女を殺戮するが如き事ありとせんせんが其所爲にして如何に殘忍猛惡なるにせよ此場合に在りて苟くも其所爲に對する明瞭なる目的を缺くに於ては又は此を均しき價值あるもの無きに於ては更に換言すれば精神健全なる人の場合に於ける如何なる事情の下に在りても犯罪の目的として承認せられ得べき所のものゝ欠乏する限りは彼等(母及び常人を云ふ)精神錯亂して全く一時の發狂を爲したるものと認定せられずんばある可からず

乍併余輩は高尚なる智徳上の標準に依りて都ての人

々の目的を測量すべきものに非ず斯がる標準たる辨別心と宗教とに依り自己の情慾と感情とを制止する所の僅々たる人々の行爲を支配するものなるに過ぎざるなり而して此類の人の意思は有力なる義務的の智覺に依りて支配せらるゝものとす之に反して彼の邪惡なる人、情慾に耽る人、及良心の凋萎し而して彼の貪慾情慾の支配を永く受けたる所のものに在りては彼等をして或る犯罪を行はしめんが爲めには如何なる目的も以て不足とするに足らず如何なる獎勵も未だ以て輕少なりとするに足らざるなり(斯カル惡漢無賴ノ徒ハ瑣細ナル目的及ヒ僅少ナル獎勵ノ爲メニ如何ナル大罪大惡ト雖モ之ヲ犯スニ躊躇セズトノ意味ナリ)

犯罪の目的即ち原因と其犯罪たる極惡との間に於ける不均衡より被告の瘋癲たるを認定せんとするは粗忽ならざる沈着嚴重なる誤謬にして且決して稀有に非ざる誤謬なりとす獨逸國の有名なる醫學法律家なる「ドクトル、カスベル」氏は左の如く主張されたり

犯罪即ち犯罪の目的の瑣細なる性質なるものは他の場合に於ける或る事情の下に在りて犯罪者が無責任なる所以の顯明なる証據となると均しく或る

場合に在りては犯罪者の非常なる殘虐換言すれば恐怖すべき犯罪の著明なる証據たるを得べきものなり犯罪原因の真正なる性質は私慾一有らゆる種類の私慾一を満足せんとする故意の激動さるゝものなり良し其目的にして財産を獲取せんとするに在るも情慾の嗜好なるも復讐の渴望に出づるも單に聲聞の爲めなりとするも(洵に斯る例ハ一々枚舉するに遑あらず)又或人若しくは或事に關し一個人の不平を洩らさんとする制止し難き激動なりとするも共に私慾たるを免るべきに非ざるなり豈啻に是而已に止まらんや昔時にありては「チロー」及「ドミシヤン」(二人共ニ羅馬ノ皇帝ニシテ「チロー」は紀元前三十七年ニ生レ六十八年ニ至リテ薨セリ「ドミシヤン」は紀元前八十一年ニ生レ九十六年ニ發害セラレタリ而シテ兩皇帝暴虐非道チ行ヒタルヲ以テ古來有名ナル人ナリ)近くはシアル、ロイ伯を始めとし其他未だ世に知られざる數多の惡漢に至るまで此等の人々に在りて邪惡を以て積極的の喜悅となし猛惡を以て快樂と爲すものあり然り而して斯る未曾有の惡逆猛獐なる舉動は彼の犯罪者の心狀に依り無責任なりとする誤謬極まる

想像説を惹起せし本源なり而して此と同時に又他の一方にありては刑事上に於ける此種の犯罪は尤も高妙なる且つ尤も惡魔的の發達進歩を遂けしより他に何等の結果をも顯出せしこと無きは嘆息の至りに非ず耶

(未完)

通信

本欄ハ數月間中止セシ處本號ヨリ舊ニ復シ毎月掲載可致就テハ任叙辭令ヲ初メ苟モ他監ニ於テ參考トナルヘキ事項ハ細大御通願被下度尙月經(周知、旬報)御發刊ノ御監ニ於テハ其都度一部宛御交付相願轉載致度謹テ御承諾アラントナセ

監獄雜誌編輯人

○京都府 京都府監獄書記(第三) 畑 康太郎

給五級俸非(三月三十一日) 鹽見喜太郎

職を命す(三月三十一日) 林 殖

任京都府監獄書記 月俸十圓を給す (四月十八日)

監獄署第三課員を命す

に理論を以て是非すべき事柄に非ず實際の便益上一種の恩惠と獎勵とに基くものなるを以て我國今日の情態に適はしめん欲せば矢張り恩惠と獎勵とを廢止せざるを可なりと考ふ

付言余輩淺識未だり氏の條件付食物請求とは如何なることなるやを知らず別に卑見を闡發して非廢止說を主張す同者夫れ諒焉

○全上 吉田 徳太郎

余輩はクロイ子黨の一寸にして絶對的に請求食物を許可せざるを以て妥當を得たるものと認む而してても四人に對しある制限内に於て食物請求を許可するもの蓋し其基く恩惠主義の主義に出でたるものなる事は已に多數獄務家の議認する處なるべし然に此食物請求の恩惠的動作は能く彼れ四人を感化改良するの力ありとすべきか將た作業獎勵の手段として其實効を奏する事を得べきや否は實に獄務家の考慮を要すべき疑問に於て余輩は實に食物請求の一事は以て作業獎勵の手段とするに足らざる而已ならず此恩惠的處置は偶々四人に施治上尤も思ふべき覺悟の氣象を養成するの弊失を醸生すべき外他に其實益の顯然たるものなきものとす而して一面過因の主義より研究するも食物請求の一事は過因上公平均一を保つの上に於て障礙たるべきの處置として見るを得べし請ふ獄務家諸君試に見られし彼の十六歳未満の幼年囚は如何にして食費を償ひ食物請求の恩惠に浴する事を得べきや彼れ幼年囚は毎日若干時間教育の事に従ひ服役時間を減殺せらるゝを以て終日如何に致々整々として業務に精勵なるも到底食費を償ふの動を爲す不能る而已ならず假令教育時間は食費の計算外に置くとも尙ほ償食費を望むは緣由求魚の感あるにあらざるや是れ刑罰執行上必要の要素に屬する公平均一を欠く處置たる事を諱するに足る一例として見るを得べし然るに或る論者曰く四人

疾病のことは醫家にあらざれば容易に知る能はざるものなれば若し診察を請ふものあるときは勉めて之を許容せざるべからず乍併無暗に四人の申立を唯々諾々するの謂に非ず彼等は往々作病を構ふることあるを以て直接或證者は充分之を看破せざるべからざるなり

○全上 吉田 徳太郎

監獄醫務に於て尤も慎重を要すべきは四人の爲めに醫權を蹂躪せしめられざるにありとす余輩則下の現況適々四人の爲めに醫權を蹂躪せらるゝが如き事なきやを疑念すと雖も若しも賢明なる獄醫家に於て曰く吾人は嚴肅なる威信と不可侵の尊嚴の下に監獄醫務に従事するもの豈に四人の爲めに醫權を蹂躪せらるゝの餘地を與ふんや醫權蹂躪云々の如きは豈夫れ堅子が一片の杞憂に過ぎざらんか余輩今日の獄醫家をして如斯氣焰を吐く勇氣と熱心の至誠を有せらるゝものありとせんが余輩監獄醫務前途の爲め大蓋を泛べて是を視せざるを得ず而して本按囚人病氣の爲めに監獄醫の診察を請はんが其病症の虛實を問はず之を許容するは其處置の得たるものにあらず必ずや病症の虛實を窺ひ知る事を得ば其病氣の確實なるを認め居ち之を許さるべからず若し無制限的に囚人の申立を眞實とし囚人の請ひに任かざんか遂に不知不諱余輩の前述するが如き囚人の爲めに醫權を蹂躪せらるゝが如き大弊の生ずるなきやを期すべし思ふに制限的に之を許容するの標準として余輩別に其考按の存するなきも蓋し左の條件に準據し之を取扱を爲さば其誤なきに幾庶らんか

- 一 平常作業に精勵なる事
- 一 平常身軀虛弱なる事
- 一 服藥中に係るものなる事
- 一 監獄内傳染病流行の時期

の食物は最劣等のものなるを以てある制限内に於て滋養食物請求を許すは其當を得たるの處置なりと若し夫れ論者の説の如く果して滋養物を請求せしむるの必要ありとせんか何故に請求すべきものに對し其制限を置くの必要ありとするか寧ろ無制限に工錢を得るものには一般食物の請求を許すの優れるに如かざるにあらずや如何に食物請求を許すを以て是と認むる論者なりと雖も無制限的に許可すべしと斷言するの勇氣は之れ勿るべし故に余輩は無制限に是れを許可するの非なるを認むると同時に或る制限内に於て是れを許すの要を認めざる事以上所説の如し而して其他食物請求不可の理由として工錢給與の目的に相背馳する事囚人食物の定度は今日の社會民度に比し遙かに細民の上にある事等は已に獄務家諸君の識る處にして敢て余輩の多辯を要せざる事なりとす而して近者主務者に於て階級制實施調査委員なるものを設けられ其階級の方法として大に食物請求の範圍を縮められたるを見るは是れ未だ余輩の素志を貫くの機運に達せざるにもせよ調査委員諸氏則ち斯道の木舞たる典獄諸賢の調査せられたる結果が偶然にも其主義の余輩の卑見と相近接するの風潮にあるは豈に斯道の爲め双手を擧げて之れを視せざるを得ず只だ余輩の遺憾とする處のもの已に食物請求の範圍を縮少するの必要を認めらるゝにも拘らず斯然之れを全廢するの決行なき事な

○第四拾六項 不 屈 生

以上大概四個の場合に在つては素人的其諷ひを斥けす直ちに監獄醫に診視を請せしむるを要す此四個條件以外の場合に當該吏員の所謂戒嚴檢束的腦髓に因り取捨し醫權蹂躪の大弊を警除すべきは蓋し囚人待遇の處置を得たるものと信す

○全上 嚴 鳴 生

夫れ囚人は至正且つ嚴正なる行刑法に屈從せしめ秋毫だも自己の意思に由て運動する能ざらしめ以て刑の恐るべき苦痛の物たるを感知せしめざるべからず故に假令細微の事たりと雖も此款則の規定に背戾したるときは一步も假借するをなく峻嚴に之を責罰するを要す然れども其自由を剝奪せらるゝ外或は健康を害し或は生命を侵蝕せらるゝが如きとあるべからず故を以て彼れ一朝疾病を申立て獄醫の診察を乞はんが當事者たるもの宣布慎重の注意を加へ獄醫をして之れを診せしめ以て疾病は成るべく之れを療治せしめざるべからず然れども多數囚人中奸黠狡猾の輩に在ては嚴肅なる紀律若くは作業の勞苦に耐へ兼ね一時の安を貪らん欲し之が手段として殊更に疾病を申立てる者あり之れあるが爲め本問の起りし所以ならんか果して然りとせば斯る奸奴に在ては獄醫の診定上虛病なるを判明せば之れに嚴重なる懲罰を加へなば斯る弊害を除去するに至らん疾病の虛實は局外者の判斷し能ふ所にあらざれば蓋め之が制限を設くると能はざるものとす

○全上 在 橫 濱 寺 田 凸 凹

凡る此の世に人生を重んずるは余の膝々を待たずして世人の熟知する處なり而して人世にあつては瞬時にても營養を欠くるあらば何時惡風來つて痼病と其診療の時期を失するあらば不歸の客と化するならん故に囚人雖も病氣を申出るときは制限を付せず直に手續を爲し

診察を興ふるを能の得たるものと信す何となれば醫師以外のものに
あつては病の信偽を推知するを得ず亦た制限を付する必要があるを見
ざれば也

○全上 高知 野木 夜 耕

第四十六項山本柳壽君の質疑は尤も研鑽を要するものとす何となれば
被控なる因徒は病癪に罹る 異價をなし役業の痛苦を避くる好手段
となせばなり凡そ因人の病氣を申立て獄醫の診察を乞ふものは必ず
や戒護者の手を経ざるべからず 戒護者申立者に對し平素の行爲より
觀察し果して真正の病氣なるや否やを觀察し而して其の疑易輕重を
審判せざるべからず何人にて病癪の輕重は其容貌の現象に徴し判
斷し得べきものなり而して吾輩は斷定す 病因が 地上に細細轉々呻喚
する者より外は許容すべからず此の斷定は封鎖時代の看守の職り
を免かれずと雖も傷病者の續出し巧みに役業の痛苦を免かるゝもの
多きに至るを如何せん喜し一步を貸して制限すべきものとす其
標準を時々醫師の手を煩わすに非んば是は封鎖中の難事なり
其輕重如何の限界に止め煩悶てふ標準に因るの外餘なきものと信す
柳壽先生了語あれよ

第四拾七項 不 属 生

囚人故を以て作業製品及び制作品を破損せしめたる損害は給與工錢
を以て之れを賠償せしむるを得ざるものなりとす何となれば囚人が
給與工錢に對する 權利は十全なる所有 權に非ず行使權及び處分權
の孰れにも制限を付せられたるものにして其在 監中は自由之を處
分し且つ使用することを得ざる性質のものに屬し其満期の時に至り
て始めて完全なる所有權を得有するに至るものなればなり已に完全
なる所有權を有するに至らば最早給與工錢と稱するを得ざるは勿論

立齋先生幸に首肯するや如何に蓋し肯諾し能はざらん乎

○全上 在松山 山本 柳 壽

自己の所有にあらざる物件を損傷せしめざる其所爲の過失に關する
場合と雖も損害賠償の責を有す況んや故意を以て破損せしめ爲に
生したる損害の賠償に於てをや而して該囚の給與工錢を以て賠償せ
しむるを得るや否やは無論賠償せしむるを得べきものと信す何とな
れば工錢給與は恩惠的なるにもよ法定上既に給與の工錢たる以上
は所有權の該囚に存するや 知るべし果して然らば其給與工錢を以て
損害の賠償をなさしむるは之れ當然の事なればなり然るに工錢給與
は恩惠的贈與なり恩惠——贈與は實に依りて權利の轉移するものな
れば給與工錢は本囚が出獄に際し賦還より下付せらるゝ 迄は給與工
錢に對しては未だ所有權の存せざる者なり故に領置中に係る 給與工
錢に對しては債權の執行をなす能はざるものなりと論ずるの論者あり
りと雖も之れ 定の給與と個人が相互の契約に基く贈與とを區別す
る能はざるに坐するのみ故に本問の如き場合は無論賠償せしむるを
得べきものと斷定せざるを得ず問者首肯するや否や

○全上 在横濱 寺田 凸 凹

命令的を以て作業に従事せしむる囚徒なりと雖も素品制作品をして
故意に破損したるものは損害を賠償せしむるを得るものなり何ん
とすれば或る物件を破れば其價值のものを償ふはなければならぬとの
意思の承知しつゝ爲したるを以て給與工錢若しくは所持金をして賠償
せしむべし此に反し偶然過失の爲めに破損したるものは道德上法理
上より見るも之れを賠償せしむるの理由なければなり

○全上 嚴 嶋 生

該囚の與工錢を以て賠償せしむるを得るものと考ふ

なりとす囚人…… 吉田 徳太郎

○全上 沈先生の要述遂に解せざるを憂ひ何んかんとの小言を頂戴するかも知
るべからず雖も本項に就き余輩聊か井蛙の管見を吐露し通ん
で大方諸氏の一笑を買はんぞ欲す

囚人故意を以て作業製品或は製作品を破損す雖も給與工錢を以
て損害を賠償するの義務を有せざるものとす其理由たる此に余輩
の順々するを要せざるも囚人給與工錢の性質たる 權利的に取得
するものにあらずして出獄後立身の基礎たる資本に充るを以て目的
と爲す恩惠の主義に出でたる者なる事已に已天下に異論なき者の如し
而て若しも囚人給與工錢をして權利的に獲得するものなりとせば此
工錢を以て損害を賠償せしむべしと云ふの立論の趣旨なきにあらず
と雖も余輩の如き囚人給與工錢の性質たる 權利的に取得するものに
あらずして恩惠の主義に基くものなりとの説に賛同するものにあつ
ては囚人にして假令故意に損害を興ふるあるも現行の工錢給與の制
度にては之を賠償せしめ不能るものなりとの斷定を下さるべから
ず而して尙ほ損害賠償の義務なきを論究せんか 限りあるの餘白を信
り其理由を表白し不能る而已ならず下手の長講釋は反つて其眞味を
埋没するの恐れあるを以て余輩は左の一言を残して降壇せん否關筆
せん

○全第四拾八項 不 属 生

五ヶ年若しくは十ヶ年以上勤続の看守には看守長に任用せらるゝ當時
に於て一時金若しくは年金を給與すべきものにして已に看守長となり
たる以上は従前の一時金若しくは年金に對する希望は全く杜絶せら
れたるものと思考す

○全上 吉田 徳太郎

看守長に任用せられたる時を以て中斷し一時賜金又は年金の證を附
與するは蓋し異論なき事ならんか聞か今日實際 各府縣に於て取扱つ
ゝある振合も看守より看守長に任用せらるゝと同時に一時賜金又は
年金の證を附與し居らるゝと併し給與例をして精神的に之を論究せ
んが余輩他に卑見なきにあらずと雖も此は是れ事關額外に走るの
嫌ひあるを以て須く沈黙の義務を守らん

○全上 嚴 嶋 生

一時賜金若しくは年金を給與すべきものなりとす本題の場合は看守長
に採用せられたるさき己に給與の權利を得たるものにして看守長依
願免官の事實は毫も關係を有せざるものなればなり

五ヶ年勤続の看守にして看守長に用せられたる場合は一時賜金二拾
圓乃至三拾圓を給與せらるゝ十ヶ年以上勤続の看守にして看守長に
任用せられたる場合は年金二拾五圓乃至三拾圓を給與すべき證書を
付與す雖も直に現金の支給をなさず他日看守長を免官となりたる
日より計算して該證書の金額を給與せらるゝものと思考す

○全上 在横濱 寺田 凸 凹

五年以上九年まで勤続看守にして看守長に任用のものは其際に一時
金を給與せらるるを得れり十年以上勤続の者は年金として給與せら
る規定あるを見る而して列任官に登用せられ現に其職にある其間

給與せしあるを見れば看守長 依願免官即ち退職の時より年金のみを給與せらるゝものと信ず問者は如何に思ふや

不 屬 生

○全第四拾九項
假令判決文頁書に住所の判然記載しあるものと雖も尙ほ之れを所轄警察署又は村役場等に照會せざるべからざるの必要あり何となれば裁判所は裁判の進行を速かならしめんが爲め判決前に於て一々犯罪者の所籍を取調ふるの遠なく只本人の申立つる儘を記載すること今日の實際に於て殆んど通例なればなり

監 島 生

○全上
監視に付せられたるものにして其住所判然し且つ同居の親屬あると明瞭せる者は豫め照會して其引受の承諾を求め置くの 必要なきものとす何となれば其父母兄弟たり同居の者たる以上は自ら進んで之れを取り再び社會に害毒を流さしめざる 横監督勸誘する權利及社會に對する德義上の義務あればなり然るをこれ等らのものなも一々承諾を求めざれば 解放し能はざるとせんか監視者を同居せしむるは誰人も遺憾する所なるを以て多くは之れを拒絶し結局終に底止する所なきに至る是れ豈利法附則の精神ならんや然れども本題の如き判決文の住所判然記載しありたりとて之れを以て 監視の執行地あるものと遮断するは其當を得たるものにあらす何となれば彼の教度處刑を受くる奸奴に在ては裁判上再犯 加重の刑を免れん爲め住所氏名を詐稱し以て判決を受くるもの往々之れあればなり故を以て監視に彼れ四人の身分調を証書にし警察官又は市町村長の 回答を得其住所及び同居の親屬あるを判明せし者は 監視の執行地ある者と決定し敢て豫め其承諾を求め置くの 必要なきものと確信す

吉田 徳太郎

○全上
たれも出獄し不能従つて親子兄弟に引受の承諾如何を照會し親族の引受を請せざるものは 監視の別房に留置すべしとの 誤見を抱くものなきやを憂ひ敢て此に一言する而已知らず散士の見は果して如何

山 本 柳 陽

○全上
○第四拾九項判決文の附書に於て住所判然と記載あるものは監視執行個所の取調をなすを要せずと雖も其主刑満期となり出獄するに際し監視執行個所なきもの即ち有籍無家のもの往々之れあり監視執行上差支を生ずるより各地方實際の取扱に判決文に住所の判然と記載あるものと然らざるものとを別たす豫め監視執行個所の取調をなし置き主刑満期に際し住宅あるものは出獄せしめ其然らざるものは別房に留置するが如し

高知 野 本 夜 耕

○全上
流石わ洋々散史の質疑なり吾輩後學の研究を要すべきものなり去りながら一奇の質疑と云ふへし凡そ判決文には其住所族籍氏名を記載する例規のあるあり單に住所判然と記載するより万なかるへし然しながら問者の云ふ如く住所判然と記載しあらんにわ其の父母兄弟に是れが照會の必要なきものと思考す何となれば刑法附則に云ふ無住宅と云ふを得ざればなり且つ住所判然と記載するも何縣郡町村も記載すると相違あるや否やを嚴考せば理の現安きものなり

○全第五拾項
照會書置に監視なる文字を見る 毎さ常々想ふ當局者は何故に如何なる事由の者にわ監視引受の照會を要し若くは然らずと云ふの細則を制定せざるやを憾みとす提出者乞ふ論題外に洩りしを恕せよ

不 屬 生
理論は始らく措き檢束上引揚食物は之れを捨つるを可とす尤も彼等の所有権内にある 購求食物を取捨つるは一應權かならざるが如くな

余輩已に前號の紙上に於て斷ずらく監獄に別房留置人の多きは以て其監獄の不名譽として見るべきものなりと故に爲し能ふ限りは別房留置の拙策に出でず刑期の満了と同時に出獄せしむるの方策に出でざるべからず而して本問の如き已に住所の判然たる場合には敢て親屬の監視引受を承諾するや否やを照會するの 必要なきものと認む其理由としては住所の確定するものは監視執行上毫も支障あるを見ざればなり然に世に往々引受の文字に拘泥し引受人なきものは假令住所の確定たるにも拘らず出獄せしめ不能るが如き妄想を拘くものあるは余輩斯道の爲め遺憾なる漏なき而已ならず論者の爲めに其愚を憐まざるを得ず而して其妄想の害たるや延て別房留置人の増加を來たし途には監獄に別房留置監なるものを新設するにあらざれば留置し不能るが如き不思議の現象を呈するに至るなきやを期すべからず尙ほ法定の 監視引取文字に拘泥し引受人なきものは住所雖然監視の執行上何かの差支なきにも拘らず出獄する不能るものとせんか此に監視引受の制度より生ずる 一大弊害の勃興するものあるを見る今試に其實例を摘舉して以て妄想論者の迷霧を警醒するの資に供せん

ある囚人司獄官吏に情願して曰く郷里の兄某に金五拾圓送金の方の書信を發せん事を請ふ云々司獄官吏囚人に向つて曰く汝郷里の兄に對し金五拾圓の送金を促す何の必要がある 囚人答て曰く罪奴刑餘賴るなきもの則ち金五十圓は監視執行引受料に充てんが爲めなり云々

嗚呼監視引受の制より生ずる弊害たる此に至つて亦極まれりと云ふべし併し余輩と雖も監視執行引受に關する法規を無視し形期満るものは監視執行場所の有無に拘はらずむやみ矢鱈に出獄せしむべしとは斷言せず要するに只だ監視引受人なきものは如何に住所の確定

監 嶋 生

○全上
包藏したる購求食物は直に引揚げ之れを取捨て其代金は本人より償はしめざるべからず如何に購求食物とは云へ之れを包藏するが如き不正の行爲に出でしものを再び本人に下付せんか監視の規律は何を以て保持するを得ん去りて一旦購求し興へたるものを本人食せざるの故を以て之れを賣主に返却するが如きことは尙更爲し得べからざる事なればなり

吉田 徳太郎

○全上
余輩囚人の購求物を包藏したる時の處分方に就ては極簡明的に左の如く言はん

山 本 柳 陽

○全上
自己の購求物と雖も恣に包藏したるときは獄則違犯の責を免る能はざるものとす故に該犯行に對しては相當の處罰をなしたる上包藏せし購求物は再び本囚に下付すへし夫の包藏せし購求物を沒收却却するが如きは有價物件をして強りに塵埃に歸せしむる者にして獄務改善の今日正に執るべきの處置にあらずと論する者ありと雖も如斯は余輩の讀同を表する能はざる者なり何となれば購求物は犯行の主体にして之を包藏したる所爲即ち權恣の行動を責罰する以上は其犯行の主体たる購求物を再び犯行者に下付するの理存せさればなり夫れのみ故に余輩は斷定す包藏せし購求物は之を沒收却却すべきものなりと問者以て如何となす

女木島垂釣生

本問の主要たる包蔵の食物は之れを没收するか將再び囚人に附與して喫食せしむるか或は囚人をして強制的之れを投棄せしむるか云ふの三點に外ならず果たして然らば生は第三の處分即囚人をして強制的投棄せしむることによりて雙手を擧て賛成を表する一人なり抑も囚人の將來したる食物たる之れが所有權の所在を究むる時は囚人其ものを捨て他にあらずるなり如何に犯則を組成したる物品なりとは云へ之れを沒收することに付ては監獄則上亦其明文を見ず否沒收すべき性質のものにあらずればなり然らば再び附與して之れを食せしめんが規定の時間外犯則の爲却て喫食の快樂を得せしむるの嫌ひあり然らば之れを領置せんか一片の魚肉一椀の菜保存に堪へざるは勿論之を賣却せんとするも風毛傾直なし實際上囚人をして結局所有權を放棄せしむるに外なし問者以て如何とするか

○全五拾壹項

たさい家庭を有するも二三ヶ月に一度は歸宅するもの、如きは之を定まりたる住所あるものと云ふを得ず無論刑法第四百廿五條第十二項に該當する犯人なりとす全項に定まりたる住所を記載したるは蓋し之が爲めなるべし

○全上

吉田 德太郎

例法第四百二十五條第十二項の犯罪構成するには左の原素を具備するを要す

第一 一定の住居なき事

第二 平常營生の産業なき事

第三 諸方を徘徊する事

此三原素を具備して始めて例法第四百二十五條の第十二項則ち乞丐犯の罪を構成するものにして若し四個の原因中其一を欠く時は未だ

以て同條により處斷する事を得ず故に余輩は本問題に就ては此に無罪説を主張せざるべからず然り然れども本按例示の場合の如き元乞巧浮浪の徒を罰するの精神より研究する時は無論制裁を加ふるの必要ありと雖も眞面目に我刑法第四百二十五條第十二項を正解するに當つては刑法を解するもの、徳義として犯罪成立の意見を陳述せざるを得ず請ふ問者の意見如何

○全上

在横濱 寺田 凸四

法律上之れを罰するを得ざるなり只た行政處分上其當局者をして体力相當に爲せらる可き職業を教示し若しくは説諭を加ふるの外他に道なきなり若し法律上之れを罰するの條項あらば伏首して御指示を待つのみ

○全上

山本 柳 鷹

平常營生の産業なく諸方を徘徊すること雖も定りたる住居ある以上は法律上之を罰するを得ざるものと信ず然れども一ヶ月或は二三ヶ月間に一度歸宅するか、如きは即ち定りたる住居なきものなり故に如斯は刑法第四百廿五條第拾二項に問難すべきものと思考す

○全五十二項

不 屈 生

本問中先きに相當の手續を了し放免したるものにして今は無籍者なりとあるは少く解せざる所あれ共此は姑く論せず兎に角二度目には引受人なきものと仮定して應答せん此場合に於ては乙獄視に於て殘監視の執行を爲すべきものと思惟す問者は前後例が地方經濟を異にするより此疑問を提起せられたるならんが斯る場合は實に已むを得ることにして謂はゞ如此厄介者か入監するに至りたるは其地方の不幸と云ふの外なかる可し

○全上

吉田 德太郎

附加刑たる監獄を執行するに當り監視執行場所に支障あるものは主刑を執行したる監獄の別房に留置すべき事は別に異論なきものゝ如し然り而して本問或る被告事件の爲め某地方の拘留監に拘禁せられたるも無罪免訴を以て出監せしむべき者ならんか殘監視あるの理由を以て其拘留監所在地の別房に留置すべからざる者は火を親よりも明かなる事ならずや故に本問の如き果して監視執行の場所なき無賴漢なりとせば主刑を執行したる監獄の別房に留置するに至正理なる事は已に問者と雖も了知せらるゝ處なるべし余輩は敢て問者に反問す

○全上

山本 柳 鷹

甲監獄に於て刑の執如を受け附加監獄執行中の者犯罪の爲め乙監獄に入監し後無罪免訴となりたること乙監獄は本人に殘監視あるを知り之を執行すべきとき本人は無籍者にして監視執行所なき場合は甲監獄の別房に留置すべきものと思考す

○全上

嚴 島 生

乙監獄の別房に留置すべきものならん

○全五十三項

不 屈 生

全く偽名なりと仮定するも之れを審判するは獨り裁判官あるのみにして監獄の政て是非すべき所にあらず近時如此の徒往々輩出するに至り其仕振り甚だ惡むべしと雖も職上如何ともすること能はず只だ之が檢束を嚴重にする等一に處遇者の手心に任すべきのみ

○全上

嚴 島 生

我刑法に再犯加重法の設けある蓋し再犯者は刑罰の威嚴を懼れずして重て社會に抗敵したる兇徒なれば是等の者には特に其刑を加重すべしとの意に外ならず然るに彼れ果犯者の奸黠詭詐に當める或は巧

に前科を隠蔽し或は族籍氏名を詐稱し以て刑罰の加重を免れんとする者多く其局に當るものは務めて之れが豫防の策を講せざるべからず本問の場合の如き乙助偽名なる事判明し居るにも係はらず其自白せざりして之を放任し置くべきは之れが爲め懸々たる法律の條文も又有名無實の空文と化し去らんす然らば如何にせば可ならん乎他なし攝影の法に由らんのみ夫れ攝影は照像鏡なり一たび之れが眞影を採り尙特徴ある者は裏面に攝影し之れを其身分照會書に添付し調査の材料にしたらんには之れが奸計詭謀を看破し容易に其正確を知るを得ん之れ生が某監獄署に此法を用ひ若々其巧を奏しつゝあるを實驗せる所なりとす

○全上

吉田 德太郎

本問題の事實は實際各監獄を通じて發生する事柄に屬すべきものならんと信ず而して偽名と知りつゝ其儘通過拘禁するは素より其策の得たるものにあらず故に此場合にあつては監獄署は宜しく裁判所に交渉して其偽名の廉を明かにし一面本貫市町村役場に照會し戸籍の寫を徴し本人の實名を明かにし在監人名簿更正するを要す余輩本問に就き本人の自白如何は敢て重きを置かず官署自ら其關係筋に照會し若し偽名を以て入監したる事實を發見したる時は實名に更正したる旨を本人に告知し同時に在監人名簿を更正するを以て尤も其當を得たる處置なりとす

○全上

山本 柳 鷹

乙助は偽名なること判然たる以上は氏名詐稱の犯罪者として檢事へ告發をなすべきものと信ず然るときは彼れ如何に強情にして實名を自白せずと雖も檢事の取調に於て實名判然とすべく氏名詐稱の件は相當處罰あるへければなり

●賞 給

○第五十四項

看守部長の休暇は看守休暇規則に由り特勤慰勞休暇を與ふるや將た一般官吏の休暇法に由るべきや各地方實際の振ひ振り承りたし

○第五十五項

拘留刑の如き短期の囚人は特に在監中へ浴せしめざるも可なるや否

○第五十六號

如何にせば看守の品位を高むべきか
勿論莫然たる問題なれば一世慣太陽命題に論議指教を乞ふ
高知 野 本 夜 耕

監獄彙報

●監獄幻燈 藤澤本縣典獄は囚人の多きを憂へ之れが匡救の一法として監獄と社會との關係を作り社會の人をして豫め囚徒の慘狀を知らしむる時は罪惡を未萌に防くを得んかとして今回監獄幻燈なるものを縣下各地に於て催さんとの計畫中なりとか(香川新報)

●内相の大阪監獄視察 板垣内務大臣の大阪監獄視察の模様を聞くに去る十八日午後一時三十分府廳を發して堀川監獄に赴けり時に小林典獄は看守長、書記等を從へて大臣を典獄室に迎へ小休後典獄の案内

場の談話を爲し五時四十分頃同監獄を發し六時頃旅館大阪ホテルに歸れりと(東京朝日新聞)

●外人の日本監獄視察談 余等は典獄に導れて米搗及織物部を一覽す一臺の米搗機械には一組の四人傍目も振らずして勞作し機敏なる看守長劍を佩ひ之を看守す搗上げたる米麥は監獄及婆の需要に供す余等内に入るや看守嚴令を下す囚人皆機を降る第二令にて板間に坐す第三令にて平伏し前額を板間に付く余等更に機械の間を歩し勞作の模様を視察するの時囚徒何れも叩頭平身す褐色の服を着する者あり藍色のものを着する者あり後者は出精する者の證なり更に織物染物部に到る中央に通路ありて兩側に作工場あり余等の履音響くや否看守直に一令を下せり余後方を顧みしに囚徒等靜に起上り再び作事せんとす余等の視察中不憚なる囚徒は常に這般の敬禮をなせり是れ歐洲監獄に比し異なれる一點也(五月十五日「ワイルド・アイズ・タイムズ」(國民新聞))

●外國人の監獄視察 米國氣象臺技師にして當時同國大學教授來人「アルクトール」は先頃我國に渡來一兩日前巢鴨監獄を視察し大に構造の緻密監獄制の整備に感じたり(繪入日報)

にて先づ女監より男監に移り未決監、既決監、病監、諸工役場、教誨室及死刑場、尋問所、醫務室、擊劍道場其他諸事務室を隅なく仔細に巡覽し殊に幼年囚、囚人提携兒等に注目し教誨師にも訓示する所あり死刑宣告後囚徒辻嘉一郎といふに對しては殊に同行の赤松連城師をして説告せしめ午後四時三十分全く巡覽を終り再び典獄室に入り休憩の後其巡覽中重懲役九年囚常磐木亮慎(京都府華族)重禁錮七年囚中井儀一郎兩人より願出の筋ありとの申立ありしを以て更に右兩人を訊問所に入れ大臣自ら出席して願意を陳せしめしに常磐木の申立趣意は監獄規則に許されざる書籍を續々親族共より差入の願出あるに既に多くの差入ありて書籍は十分なればとて差許されず假令何程多くの書籍を有するにもせよ別種のは差入を許されたと云ふに在り中井の願意は難に同監囚徒より自分の所爲に關し無實の訴を爲したる際看守に於て深く事實を究めずして一概に曲を自分に歸し片手打と思はるゝ處分あり向後は雙方を審問し公平の處置を施さるゝ様致したしと云ふに在り何れも聞置く旨を口達し夫より尋問所を出で再び典獄室に入り知事典獄等に對し監獄行政改良の事に就て一

●日本の西利伯亞 日本西伯利亞は北海道なり今各監獄罪囚員數の増減を記す又以て爲政家の參考とするに足る一昨日拓殖務省より内務省へ移牒せし囚人其他人員は道廳監獄即ち札幌本署龜田根室兩支署の合計は囚人八百六十五人刑事被告人二百卅人別房留置人五十四人攜帶乳兒二人又重罪囚にては樺戸本監千九百九十四人空知分監千五百八十八人釧路分監千三百八十九人網走分監千九百九十二人十勝分監千九百九十二人合計六千九百五十五人而して前記道廳監獄と集治監との總計人員は八千一百〇六人也(繪入日報)

雜 報

●武術練習中死傷せし場合に於ける救助方

教習中の看守及其教官が擊劍柔術等の爲負傷したるときは給助例により給助を爲すべきは當然なれども通常看守看守長又は書記等にして擊劍柔術の爲負傷したる者の給助に助ては從來稍疑ありたるも其筋に於ては右の場合と雖も各府縣の規定により之を以て

一の職務とし強制して練習せしむる際は教習の看守の場合と同様に當然給助すべきものなりとの解釋を取り過般京都府に於て柔術の際激動の爲突然心臓麻痺を現し死亡したる看守給助方に關する問合せに對しても右の趣旨にて回答せられたる由に聞く

●假出獄中重輕罪を犯せし者の處分方に就て

假出獄中重輕罪を犯したる者の處分に付ては刑法第五十六條の規定に基き直に出獄を停止し出獄中の日數は刑期に算入せず更に本刑を執行する筈なるか茲に一の疑あるは右の犯罪をして假出獄満期後發覺し若くは滿期後裁判確定したるときは如何にすへきや刑法には直に出獄を停止しとあるも此場合に於ては停止するを得ず此點に於て既に刑法を適用すると能はずとすれば此の如きものは總て刑法第五十六條の範圍外なるや或は停止すること能はずと雖も他の點に於ては猶刑法第五十六條に據るべきものなるやと云ふに在り此事に付ては從來諸縣に於て疑問の生したることあり先般又々福岡縣に於て此疑を生し其筋の指揮を請ひたるに右は停止し得べきと否とに拘らず苟も假出獄中の犯罪確定したるときは出獄中の

日數は刑法第五十六條に依り更に本刑を執行すべきものとす但審問の爲未決拘禁に付したるときは右拘禁中の日數は特に刑期に算入すべき旨指令せられたりと云ふ

●巡查看守給助例の改正

巡查看守給助例は遠く明治十五年中の令達にして不備の點多く又缺點なきにあらざるより其筋に於ては兼て之れが改正の調査に着手せられつゝありこのことは予輩の嘗て傳聞する所にして改正令發布の早からんことを希望したるに此頃更に聞く所に由れば愈々該改正の調査も既に結了を告げ當年の議會に向て法律案として提出せらるゝに漏れ聞けり元來巡查看守給助例は既に其名稱に於て穩かならざるものなり巡查看守も均しく官吏にして公職に従事するものなれば或る定例の年限を勤続し及び或る條件を具備せるものに對し國家が其功勞に報酬するものなるに給助と云ふ既に其名稱穩かならざるのみならず他一般の官吏と毫も差異なきは勿論あるを以て今回の改正案は巡查看守恩給法とし其規定の如きも官吏恩給法并に陸海軍恩給法の例に倣ひたるものにして大に完備せる者なりとの由然り而して現行の給助例に由

れは滿十年以上勤続したるものは自己の情願により退職するも公務に原因するも一般に給せらるゝの制なりしを改正案に由れば自身退職は總て給與せられざるとの點及び従前此給助金は總て地方税支辨たりしも今回は法律とし國庫の支辨に屬せしめらるゝ點等の如き其變更改正の主なる要點なるか如し予輩は姑らく傳聞の儘を記し政府の此舉を賛成せずんばあらず

●監獄建築費の國庫補助に就て

府縣監獄費の國庫支辨の性質を有するものなることは世人の一般に是認する所なりと雖も其間に種々の事情の存するものありて政府も亦た遽かに之を斷行するの勇氣なきは予輩の遺憾限なしと雖も今日軍備擴張、國費多端の折柄之れか斷行を當局者に強要するも實に詮なきことにして予輩は深く之を追求せずと雖も監獄改良は亦た目下急務中の急務に屬するより當局者二三の間には監獄費國庫補助法を遂行せんとの意見あることは仄かに聞く所なりしか此說稍々進化し來り監獄改良中の基本根本たる監獄の改築新築の急務を認めなから各地方の之を敢てする能はさ

るを慨するものあり先以て府縣監獄建築費に向て國庫補助を與ふへしとの議論稍々熟し來りたる由にて或は今後調査の結果補助案を議會に提出せらるゝやも圖られずと云ふ由なりとの事予輩は大に意を強ふするものあり

●監獄建築費補助の方法

先づ一監獄建築費凡そ二十萬圓と見積り之を三ヶ年繼續工事とするときは一ヶ年凡七萬圓となるべく之れが三分の一を補助すどせば二萬餘圓となるべし即政府は一ヶ年各二萬餘圓の費用を以て二十萬圓の豫算を以て設計したる監獄を年々三ヶ所つゝ新たに補助し行く設計なりと聞けり去れば初年に於ては補助金額は七萬圓にて足るべく次年に於ては十三萬圓を要すべく第三年よりは常に二十萬圓の補助金を要することとなるへし余輩は此說の影法師的の風説に烟散霞消せざらんことを希望す

●制服令發布の遲延に就て

典獄以下看守長看守の服制論は随分久しき以前より風説にして或時は不日發令せらるゝやの確なる風評の行はれしに今日に至る迄未だ之れが發布を見す中には御沙汰止みとなりたるやに想像を抱くものな

きにあらざるか如しと雖も此頃聞く所に由れば決して然る所以にはあらず既に内定の筈なるやに聞く乍併看守の制服の如きは總て官給即ち地方税支辨に之れあり旁々豫算上の都合も斟酌せざるべからざるより不日該令の發布を見るあるも到底來年度よりは實行覺束なかるべく三十一年度より實施の運びに立到るべしとの事最も看守長以上は自辨たること勿論なれば別段其期限を延ばすの要もなかるべく三十一年度迄に實施差支なき様せらるべし而して看守の被服は總て紺緋と改定せらるべき筈なるやの趣去もあるべきことにこそ

●犯罪人生育上の研究に就て

監獄最終の目的は犯罪を減少し及び消滅せしむるにあることは予輩の辨を俟たざる所なりと雖も世人か動もすれば監獄は犯罪の教習所なりとの感想を抱き事實に於ても未だ此事なしとは予輩の遽かに斷言するを憚かる所なり然り果して此事實ありとせば予輩監獄に縁故あるものゝ責任を免かるべからざる所にして予輩は元よ斯る弊實を芻除する方法を講ずると同時に進んで監獄の目的をして貫徹せしむるの

方法を講ぜざるべからざるは予輩の須らく盡すべき義務なりと信ず而して其方法手段の如きは監獄規則規定のあるありと雖も當局者の潜心注意を以て事に從事するありと雖も多くは形而下に屬する事項にして偶々教誨の如き形而上に屬する事項ありと雖もまた教誨師其人を得ざる等の事由より充分なる精神的教養も爲す能はざるは予輩の平素遺憾とする所にして當局者たるもの須らく法定以外に於て犯罪の減少并に標滅の途を講ずるの覺悟あるを要す然り果して如此必要ありとせば犯罪の減少消滅を圖らんには先以て犯罪人其者の社會上に於ける生長の有様を研究し如何なる成行に於て生長したるものゝ種類が犯罪の多くの分子を占むるものなるや、千狀萬態なる各種の犯罪の中には其階級種類種々ありと雖も要するに家庭教育の欠乏せるもの及び窮乏なる父母の間に生活せるもの其大部分を占めつゝあるは爭ふべからざる事實なりと云ふと雖も尙其中に就き各人各個の社會上に於ける位地境遇より今日迄社會に生育し來れる經歷如何を講究せば他日罪科學を研究するの素養となり將た犯罪の減少を圖るの上に於て渺からざる便益を得其間に愉快なる理論の伏在するものなるこ

とを覺り結局監獄の目的を達するに大なる便益を得るものあらんとす當局者須らく形式上の手續とのみ冷淡視せず各人各個に就て是等の事項を探究せられんことを而して後希くは監獄の目的を達するに邁からんか敢て希望を屬す

●五月廿五日附小河滋次郎氏より監獄課員へ書翰の一節

是れは當國に有名なる滑稽雜誌「フリーゲンデブレツテル」近刊の誌上に掲載せられたる漫畫にして別に奇とする所あるにはあらざれども何處も同じ惡漢不改心の實況、穿ち得し眞に迫まる漫畫の説明する所を直譯すれば左の如し

(改後の望みなし)

典獄(出獄囚に對し)卿は是れから直ぐと妻子の所へ行くだらうな囚人勿論ですダが其前に一寸何か少こし計りのものを……何致しまして餓鬼どもへの土産物を調へねばなりやせんて

同じ出獄者中にも其の妻子あるものは比較的改眞の望みあるものなれども是れですら尙ほ斯くの如し餘は推して知るべく出獄者の十中八九多くは皆な斯る不敵の考へを抱くものと見て太過なかるべし

禿頭、眼鏡を掛けたるは典獄にして豪然、右手を廣げ左手帽子と小包を提げ蓬髮亂鬚なるは言はでも知れた出獄者、其後ろに控へたるは看守なり、典獄の制服を着けたる囚人の蓬髮亂鬚なるに由つて之を見れば此圖の司法省所轄の禁錮監を寫したること知るべきなり而して塲所は典獄の事務室の景と知るべし

禁錮囚は蓬髮剃髭せらるゝことなし故に何處となく不規律にして且つ不淨たらしきを免かれず然かれども中には堂々たる立派の奴も少からず我々の眼には時として高級の役人かと思ふがふことあるもれかし司法省所轄監獄には典獄制服の規定あれども實際之を着くるものは甚だ稀れなり規定ありても實行なくては無きに同じ、必要なるが故に然るか、我國に於ても制服新設の御詮議ありとか聞くコ、考へものど謂ふべきなり

典獄の年齢は實際大概ね圖の如く然り司法部内には眼鏡が多く内務部内には少なし是れ蓋し一は學者出身が多く一は軍人出身が多き爲めなるべし囚人を感化し能はざる點に於ては學者も軍人も五分々々とな

り學者が善いとか軍人が適するとか區々の議論はあれども僕は何れも取らず學問で監獄が治まるものならば監獄は文部の所轄たらしむべく軍人で監獄が持てるなら監獄を陸軍省で管理するが善し然し囚人感化の事は劍の光りや見臺叩きの音で出来べき筈のものでなし、人物選擇の事、見易すい様では程、至難且つ緊要なるものはあるべからず當國治獄の實況を見て一層所感を強めたり

當國に於ても本年九月又々監獄官練習所を開設すべき内定にて今度は練習期限を幾分か延長すべき由に聴く政府も近來、頗る官吏養成のことに盡力銳意なるものゝ如し此の第二回の會には僕は第一期の卒業生として多少幅が利け可申と樂みに致し居れり囚徒虐待事件に次いて此頃また伯林警察署の留置囚虐待事件起り新聞紙上を賑やかし居れり是れも亦た同じく或る新聞屋が其紙上に於て虐待事件を暴露したるに對し警視廳は之を相手取りて誹毀罪を告訴したるが抑も毒蛇の事の起りにて訟庭審理の結果、裁判所は被告人に對して無罪を宣告し檢察官の上訴に由て第一審は破毀せられ更らに他の裁判所に移されて審理の段に至り召喚する幾多の證人鑑定人、言ひ

合はせたるか如くに何れも虐待の事實なることを斷言せざるはなく警察虐待事件は關みの耻を益々事大さく表白せられ裁判所は又々被告人に無罪を言渡すの結果となり警視廳非常に面目を失したる次第、近頃の奇聞なり



●看守教習

看守の教習は司獄上極めて緊要なり故に典獄自ら教授の任に當り時々實務上の教習を爲すべきより板垣内相より先般典獄諸氏に指示せられたりと聞く善哉言也

法律規則如何に良法適當なりとするも之を應用する者に活力なきときは遂に死文に屬し微効も収むること能はず看守は行刑法規の應用者なり假令典獄如何に老練なりとするも若し看守にして遇囚の深味を知らずんば遂に如何ともすること能はざるべし典獄にして能く看守を薫陶し職務の練達を圖るに妙術を得たる人社眞の老練家たる價値あるなり

●大臣局長の巡閱は如何

畿に京都大坂兵庫奈良等へ巡視として出張したる板垣内務大臣及小野田警保局長の一行は豫期の地方を巡了せざる内三陸地方大海嘯の變災電報に接し俄かに模替となり去月廿一日陸京全廿二日直ちに三陸地方に向け出張せられたるを以て庫奈良兩地方監獄は遂に巡閱を受けざる由右は意外の變災なるのみならず被害の慘狀實に言語に餘る大難事件なれば此際内務の政務として救済善後の榮に緊急切迫の事多

●遇囚の程度加減

虐待と云ふもの若し果して何國にもありとせば文明と誇る歐洲諸國により反つて我國よりも其分量多かるべしと確信せらる殊に殖民地に於ける白色人種の殘虐なる實に言語同斷なること少からず己れを以て人を斷ず、毛唐の輩動もすれば我國には尙ほ拷問又は施体處分の如きもの實行しあるべしと連斷す、己れにも覺へあればなり、併し我國に於ける密室監禁處分の類々なるは餘さる感心した咄しにあらす之れが實際を穿たれたらば當局者は随分冷汗の湧き出づる感あるべし

遇囚の程度は行刑中最も六ヶ敷所なり例へば煉瓦石造の堅牢にて空氣の容量工場の様及役業種類に至るまで健康に適當なるあり之に反して狹隘の監房工場へ多數囚人を入込み且つ健康有害の作業と雖も止むを得ず服役せしむる所あり然るに是等衛生上の點に頓着なく一樣の嚴正規律の下に制御するに於ては衛生と戒護と相悖はざるを以て遂に病弱多數の酸鼻を現出し容易に挽回し難き困難に至て陥らしむるに至る哉も測るべからざれば此の邊の手加減は大に注意を要すべき事柄なりと信す

きは固より其所にして大臣局長の出張亦當然なりと思考す

然れども今回の遊は數月ならずして夫是れ處理可相成筈と存すれば一段落を了へられたる上何卒引續き監獄巡閱の學を完了せられんことを切望に堪へざるなり從來主務大臣自から監獄巡閱せられたること最少く余輩は常に遺憾とす茲に於てか特に希望す將來庶幾くは大臣次官局長等の監獄巡閱は成るべく頻繁に行はれんことを是れ當に監獄整理を督勵するのみならず爲めに地方慈善家有志家等をして自然に監獄思想を喚起せしむること蓋し少々ならざるものあるを以てなり

●小河滋次郎氏の瑞西行

昨年万国監獄會議政府委員として参列を終へ爾來獨逸伯林に滞在し研學せられつゝある斯道先覺者小河滋次郎氏は本年八月廿四日を以て瑞西國ゼーブ府に於て開會する万国聯合刑事人類學會に帝國委員として参列すへき旨此程内務大臣より指令せられたる由氏か這般の参列は實に空前絶後の好機會にして氏か平素研精せられつゝある監獄事業に最も直接の關係を有する刑事上の人類學を討究研鑽せらるゝの結

果圓滿なる蘊奥の學理を發見し齎らし歸らるゝと予輩の翹首する所なり、然れば氏か歐洲より齎來せらるるの日は將に我國監獄史上に一大改新を見るの時期なりと予輩は今より斷言を憚らざる所なり氏、幸に自重し國家及び斯社會の爲め予輩の希望を達せしめられんことを

●監獄改良演說會

因に記す全會は曩きに佛國に於て開設せられ我國より理學士坪井正五郎氏之れに臨まれ同氏か復命書は予輩會で官報紙上に於て一讀したることあり監獄改良事業は從來當局者の専有たるか如き傾きありて其聲の大なる割合に社會人士の斯道に注目するもの尠なかりしは予輩の平素憂ふるなりしか今や將に彼の久しく米國に遊學し幾多の辛酸を経同國に於ける監獄制度を観察し先頃無事歸朝せられたる留岡幸助氏及び他二三の有力者に依て社會に紹介せらるることとなり留岡氏曩きに橫濱に於て題號の演說會を催され尋て本月十二日の日曜を以て其第二回を東京神田美土代町青年會館に於て開會せられたり當日の會は同情會の發起にして監獄制度の改良。犯罪の豫防、出獄人保護等の目的を以て沿く世人に訴

べ廣く同情を得んとするの趣旨にして留岡氏先づ監獄と感化院との關係を説き次に原胤明氏亦大々的熱心を以て緩々改良の急務を論せられたり以上二氏の演説は予輩參聽の遅かりし爲め其顛末を聴取する能はざりしは遺憾にてありし而て最後に法學士岡田朝太郎氏「刑の目的と監獄」を説き議論正確大に聽衆に感動を與へられたり(大要は別欄に登載せり)此日聽衆には總て同情會趣意書を配付せられ朝來雨天なりしに抱はらず參聽者無量數百名にして閉會を告げしは午后五時中なりし、當日は島田三郎、三宅雄次郎、松村介石の諸氏も臨席せらるゝ筈なりしが病氣其他の事故の爲め欠席せられたるは聽衆は勿論予輩の遺憾とする所なり予輩終りに臨み切に希望す今後此種の問題に就き多々益々本會を開催せられ世の識者の同意を需むるに勉められんことを

●有松書記官の九州巡回

主務省高等官人の巡視巡閱の頻數なるは地方諸政務の改善を促すに利益多きことは予輩の辯を俟かざる所にして所謂上意下達、下情上達唯一方法として尙此上其數の多からんことを希はざるを得ず、内務書記官有松英義氏は九州各縣の警察監獄及三池集治監

視察の用務を帯ひ曩きに發程せられ先の鹿児島縣に到着、夫より順次長崎、佐賀、福岡、大分等の各縣をも巡視せらるる筈なる由昨下暑熱の此行幸に國家の爲め全氏身体の健全を祈る

●雄勝出役所の新築計畫

彼の三陸大海嘯の爲め流亡又は毀壞し看守、囚人各數名をして魚腹に葬らしめし宮城集治監雄勝出役所は從來硯石及びスレート(石盤瓦)棟堀に使役せしものなるか大海嘯後一時全囚徒を本監に引上げられしことは小泉集治監典獄か其筋へ差出されし報告書に因て明かなる事實にして今回更に再新築の計畫其筋に於て詮議中なりしが此頃之れが豫算として二千圓許の見込を以て豫備費より支出の儀略々主務省に於て決定せしに聞く、洵に慶事にして予輩賛成するに吝ならず

●法學士の監獄課員新任

浦太郎氏法學士として現任内務省警保局監獄課長の重任にあり孜々斯道の爲め盡瘁せられつゝあるは斯社會の普ねく知悉する所なるが此頃曩きに監獄課僚より宮城集治監第三課長に赴任せられたる田井氏の後任として本年大學出身法學士濱田恆之助氏新たに

入つて監獄課員となられたる由、予輩氏の爲め祝し且つ是より浦氏濱田氏兩々相輔け益々斯道改善前途の爲め執掌盡力せられんことを希望の至りに堪へざるなり

●在監死亡囚建碑式

本月五日神奈川縣横須賀監獄支署に於て執行せられたる在監中死亡したるもの、爲め合葬建碑式の席上同支署長大塚壽良氏の祭文を得たれば左に記す

維時明治二十九年丙申七月五日畧奠を備て在監死者の遺靈に告ぐる所あらん夫れ人の世に生活するや不幸悲の事物一にして足らずと雖も就中不幸の甚きものは死より過ぐるものはなし況や其臨終に際し親屬故舊の相見ゆるなく没後靈魂を吊慰する者なきに於てをや熟々惟れは去る明治十三年當横須賀監獄支署開署以來在監中死亡囚三百二名の多きに及べり而て御威故舊なく其遺骸の引取人なきため浦鄉村光龍寺米ヶ濱龍本寺及當付屬墓地の荒原に埋没せられある者今尙は二百十四名此等死者の間に殊に可憐なるは外役土工に服役中不幸にも土塊の下に壓死を遂げ或は誤て海中に陥り不慮の死に至りたるもの數十名あり抑も汝等曩に國法に觸れ固圉に吟呻し其極生命を

失し終天の怨を呑んで地下に瞑す不能幾星霜を経たる一掬の水一枝の花をだ供する者なし肅然として伴ふものは松風寒月の無情物のみ心魂は空しく墓地の中天に彷徨す知らず何れの日か迷界を脱すべきや之れ汝等生前に於て人の惡む所を好み人の好む所を惡み天地に違逆し人心に従はざるの致す所なりと雖も已に其死と共に宿世の罪科は消滅せり然るに尙ほも迷惘の苛責を受ける何爲ぞ此の如き嗚呼誰れか此の不幸を慙み此の諸靈を吊するものなからんや不肖壽良客歲六月赴任以後微衷を上官に陳請し幸に其許を得て徐ろに墳墓の地を清め死亡後滿三年を経過したる者の遺骨は合葬し碑を建て本日其工成るに至る今茲に法師を招き香花讀經を供し署員有志者會同して聊か吊意を表さんとす蓋し靈魂遠く九原に歸するの時は墓前の花も頭を垂れて思ふ處あるか如し叢中に啼く蟲も之を吊ふか如く晴空の半月も亦無情を照らす嗚呼幾多の亡靈已に其處を得たり速に昏冥の間を滅し髣髴として來り享よ

神奈川縣横須賀監獄支署長

神奈川縣監獄書記 大塚 壽良

●鳥取縣獄事講究會

鳥取縣監獄署にては去る明治廿七年より實務を講修し法律を研究するを以て目的と爲し獄事講究會なるものを創設せしに參事官(法學士)津田喜代太郎君及び檢事松本樟允君は大に此舉を賛成せられ津田參事官は憲法を松本檢事は刑法の講義を担当せられ毎會出席して懇篤丁寧に講義を爲し會員一同眞講師を得たるを喜び益々奮勵して斯道の研議に従事しつつありしに今回松本檢事は姫路區裁判所へ轉任せられしかば會員は其別を惜み聊か從來の勞を慰めん爲め送別狀に銀盃を添へ同檢事に贈呈せり銀盃は口徑三寸量目廿匁にして表面の中央に櫻花を浮へ其内底の下邊に「懲罰法之勞」の五字を篆書にて裏面に「鳥取縣獄事講究會」の八字を隷書にて彫刻せるものなり有名なる天寶堂の製造なれば以て其彫刻巧妙を戦はしたれば至つて美麗なりき其送別の辭は左の如し

送別之辭

今回閣下官命を以て姫路區裁判所に轉任せられ不日當地を發し赴任の途に就かれんとするに際し吾々聊か之か行を送らんとす回顧すれば明治廿七年三月下旬吾々司獄官一同相謀り獄務研究の目的を以て獄事講究會を起し閣下に法律の講義を請ひしに閣下司法

事務の多端なるにも拘らず快く聽容せられ毎月三回つゝ法律の原理原則を講述せらる其講演や詳密に其説明や懇切に吾々初學の者をして容易に了解するを勉められたり吾々畧は其大要を了得し之を實地に應用して職務の執行を全ふせしこと其幾回なるを知らず爾後益攻學に餘念なく將に大に得る所あらんとせしに何を圖らん突然轉任の官命あらんとは吾々之を聞き倦々の情起り轉々斷腸の念なき能はずと雖ども退て考ふれば今回の官命は實に閣下の光榮にして將來青雲の吉兆たらんばあらず語に曰く蛟龍雨を得は是れ池中のものにあらずと閣下今回の榮轉は以て他日の雲蒸龍驤を卜するに足る豈大賀せざるべけんや爰に銀盃壹個を呈し聊か送別の微意を表す閣下幸に笑納あれば幸甚時維將に炎暑に向はんとす國家の爲めに加餐自重せよ

明治廿九年五月二十九日

鳥取縣獄事講究會

●出獄人保護會社

出獄人を保護するは犯罪豫防案中大に價値あるものなり行刑中既に改善の實効を顯したる者と雖も放免後居るに家屋なく着するに衣なく食する資なき者在ては如何に善行を勉むるとも之を顧慮する邊なき

きを以て止むを得ず所謂死なんど欲して死を決する能はざる折柄再三再四犯罪の不良を心得つゝ之れに陷る者蓋し再犯以上の者中最も居多なることは全國各監通して比々皆然りとす犯罪撲滅を企圖すること國家事業なりとせば其撲滅方の効能最も多き出獄人保護の事亦國家應分の義務を負ひ國費を割て慈善家の舉を補助する必要ありと信す

●希望一策

待ち遠きものは ○監獄官服制の改正 ○分房監の改築 ○書記看守長の典獄候補 ○女監取締定員の改正 ○階級制の實施 ○行狀勘査規程の改正 ○外國人収容方研究 ○小河滋次郎君の歸朝 ○監獄建築法發布 ○巡閱官の前觸れ ○看守宿料の普及 ○次期萬國監獄會議 ○監獄建築の繼續事業 ○執務中來賓の長問 ○退署時限後長官の無駄話 ○女監取締の報告言上 ○習慣犯囚の改善 (未完)

漫筆

○當世風の才子とは多くは此類か
シリウス曰く、單に他人の才智に向て善き記憶を有するものにして自から多才多智と認めらるゝこと稀ならず云々
(世の博士學士たるもの此類に甘んずることなくんば幸甚)
○氣概外れの氣質
豫審判事或る被告人を鞫問するの語に其方は酷訂し居て罪を犯したと云ふか本官には信用が出来ぬ如何被告人即判官を睥睨するか如くして答ふらく判官閣下御勘考下さい若しも私が正氣でしたら罪を犯すことは倍置さ、つかするとは御座い升せんものを(此社會の兄い株たるものは斯る無智執拗なるものか矣)
○外貌の相似て性行の相似ざるもの
ラ、フアンテン曰く功名心は屢々人をして卑陋極まる行爲を甘んじて爲さしむ斯の如くして而して攀じ上る者は匍行する者と同一の姿勢を呈すと
(權門に出入する者將に斯の如くなるべし予輩は寧ろ甲たるを希はすして乙たるに忍ばずんはあらず)

○履冠地を換ふ

銀行の役員(事務所に入り來りて盜賊を認め)叫て曰く賊あり出會へ

盜賊 靜かにせぬと裁判所で此銀行の金櫃には僅か二圓五十錢しり金のないことを嘆舌るかどうだ
(社會の進歩は斯くも顛倒を招きしや物取盜賊の權幕何故に爾かく強きや予輩至茲呆然たるのみ)

寄書

●何故に看守に宿料を給せざる乎

碌々生

明治二十八年十一月勅令第五百十九號を以て巡査看守には土地の狀況に依り一箇月一圓以上三圓以下の宿料を給するを得と定められたり然るに二三の府縣を除くの外は何故にや巡査看守に對して未だ宿料を給せず或は曰く該宿料は横濱市神戸市等の如き物價高貴なる地方及之と同一の狀況を有する土地に在勤する巡査看守にして生計上非常の困難を感じ爲に

警察官又は司獄官たるの体面を全ふすること能はざる事情ある者に限り之を給せらるる趣意なれば素より一般に宿料を給せらるる筈なしと其れ然り豈其れ然らんや
抑も看守の勤務は他に比類なき劇務にして而も紀律嚴正且忠實に職務を執行し自身は勿論其家族に至る迄品行方正に相保ち監獄官吏たり又其家族たる体面を汚損する等のことなきを要する然るに看守の俸給は八圓以上十圓以下の薄給にて特に近來諸物價非常に騰貴し現今の處にては平年に比して凡そ三四割も高直となりたれば八九圓の俸給は其實殆ど五六圓に減せられたるものの如しされば獨り横濱神戸等に於けるのみならず其他の府縣に於ても皆生計上非常の困難を來し甚たしきに至ては所謂九尺二間の家に蝸居し下等人民に等しき生活を爲す者之れなしとせず开は強ち本人の責にあらす其受る所の俸給全く妻子の口を糊するに足らざればなり
現今各地方の狀況其れ此の如くなれば此際當局者に於て其体面を全ふせしむるの途を講ずるは目下の急務なりとす或は看守の俸給令を改正して月給を増額すべしと云ふ者あり余は此說に對して敢て反對

を唱ふるにはあらず早晚之を改正し 俸給を増額せざるべからずと雖も實際今日に於ける各府縣看守所の俸給は八圓四五十錢の平均を以て支給するものの如しされば規則の範圍内に於て増給するの途なきにあらず故に順序より申するも中給則ち九圓平均に昇せ尙ほ九年若しくは十二年以上勤続する者に對しては特別俸を給するの豫算を立つるの途あれば先以て之を實行し且一般に宿料を給するに於ては目下生計上の困難を防ぎ稍々体面を保つことを得べし勿論該勅令に土地の狀況に依り云々の明文あるを以て例へば横濱神戸等別段物價高直の處に在ては一ヶ月三圓其他の府縣に在ては夫々土地の狀況を斟酌し一圓若しくは二圓と等差を付して宿料を給するに於ては毫も該勅令の趣旨に背くことなし又檢束上より論するも看守所は監獄に接近して住居せしむるを命するを以て其義務を負はする以上は官舎を貸與するにあらずれば相當の宿料を給せざるを得ず之れ余が豫算編成の期に際して此論文を草し當局者に向て注告する所以なり

●看守所服務要綱を一讀す

南筑邊 隅生

す静坐沈思せしむるは抑も吾人か希望して止まざる處なりと雖も本來囚人として休役せしめ得るの場合には確的に法定の日あり其範圍外に違出して濫りに當局者の加減に任し之を左右し得るの權能は何に由て存するか現行の法規を案するも未だ曾て發見する能はず然り明治二十七年九州典獄會議に於て決議せられたる新入及び放免囚には壹日間休役の件を當時臨時の某氏は歸京後一日と雖も休役せしむるは成法に抵触するを以て取消されたりと言通曉せられたるに非ずや即ち此通曉は單に一個人の資格として若くは一場の解釋論として輕々と看過すべき限りにあらず有力なる職權を以て取消されたるものなるにより僅に一日と雖も休役せしむると能はず況んや其三日間たるに於ておや去れば兩君の三日間休役主義は所謂理想上の議論として之を見るべきや將か猶ほ法規に矛盾せざるものとするへき理由あるか予輩の疑點實に比に在て存する也

然り而して此疑點は本書第二編に屬せり見よ第二編は著者の例言によるも行文の前後に照すも正しく實際の運用法を説示したるものなるを以て理想上の議論として之を讀下するを得ず故に怪む可獄者たるも

余輩が常に敬愛する坪井君印南君は看守所服務要綱なる冊子を著述し以て世に公にせられたり余輩未だ覆讀玩味する能はずと雖も其序次の整然なる其文意の簡明なる慥かに教習の課業と自修の便法とに供用せしめんと目的に出たる良著なるを認識すると全時に如何に此著書が司獄者日常の實務上に裨益を與ふべきやを疑はす故に吾人は兩君に向て此に大に感謝の意を表はすものなり然れども余輩の不明猶未だ多少の疑問なき能はず不得止本紙上を借りて漸次疑點を擧ぐ著者の明教を請はんと欲す幸に之を容れよ

先づ余輩の解し得ざるものは第二編第一節出入監の部中百十二頁三行乃至五行の「或は又之れ坐、作の役業を科するものあり是等の輩は共に新入監室放免室の興趣のある處を誤解したるものと謂はざるべからず」とあり而して論鋒の此に及たる所以の者を尋ねれば新入及び放免囚は三日間別房に留置し役業を科せず沈思熟考既往を追懷せしめ將來の善後策を判定せしめんとするにあり夫れ然り彼等在獄者の總てを遇するに其始と終とを全ふするは治獄上最大唯一の要訣にして則ち一は感化を促進し一は再犯を防止するの良策たるに相違なし是を以て三日間役業を科せ

の果して之に違ひ實地に運用を試るも成法上差支あしとするを得べきや之を換言すれば定囚に役業を科せざるも可なりと云に過ぎずされども兩君は夙に中央監督廳下に在りて學識經驗敏腕を以て指南のものせられたるものなるを畢竟予輩不明能く之を悟了するを得ざるに歸すへしとは謂ふべけれど某氏の通牒又は現行法規の上より觀察を下せば寧ろ希望の理論としては休役主義に何人も全情を表すべきも今日實際に當て差支なしと云ふに至ては容易に首肯する能はざるなり是を以て予輩の教示を請はんと欲するものを約言すれば蓋し左の二點に過ぎず

一現行刑法によれば流刑禁獄禁錮拘留の外は定役に服すどあり然るを新入及放免の際休役せしめ得るとせば如何なる規程に基くや

一明治廿九年九府典獄會議々決新入及放免囚一日間休役せしむるとあるを取消されたるは正當なるや否や

●囚人の教育に就て

藤 吉 習 教

囚人に學業を授るは唯り十六歳未満のものに限らず其範圍を擴められんとを其筋に望み聊か愚見を左に

開陳し以て大方諸彦の高教を仰かんとす蓋囚人をし
て悔過遷善せしむるの途種々あるべしと雖ども彼等
をして教育の澤に浴せしむること最も悔悟歸善の良
法なりとは恐くは誰人も首肯せらるゝならん故に其
筋に於ても早晚監獄則第三十一條の規程を改正し未
丁年者に迄其範圍を押し擴めらるゝやの風説を耳に
せしが吾輩の考を以てすれば尙ほ其上にも範圍を擴
められ或る時間を以て囚人總體をして順次之に浴せ
しめなば必ず大ひに益する所あるべし依て爰に其希
望を述べ大方諸彦の教を乞はんと欲す然れども之を
施行する上に於て正邪混同し却て惡種の媒因となり
規律を紊すが如きことなきやとの憂を抱かるゝ向も
あらん歟なれども之を防ぐの方法手段は他日を俟て
論究することあるべし但今爰に之を希望する所以の
ものは數多の利益あるを以てのゆへにして且つ監獄
をして決して一つの學問的觀念を起さしむるが如き
ことなきは勿論なり乞ふ左に演ずる所のものに依て
其改轍上に何程の益あるや否やを知了せらるべし
夫れ人の天性は本と同一の至善なる者なれども習ひ
に由て移る時は其天性を損傷して遂に邪惡の域に
陷るるに至ることありと古への聖賢の曰へるが如く

を受け白玉の汚泥を蒙るかこととなり暗昧は鏡の眞
實に非ずして汚穢は玉の本色に非ず故に之を拂拭す
れば則ち其明に反るべく之を洗滌すれば則ち其潔に
復すべし人の性心も亦是の如し唯移めて之を拂拭洗
滌するに在るのみ而して人の心性を拂拭洗滌して其
本然に復歸せしむるの具は獨り教育あるのみ先賢言
ふあり曰く苟得其養無物不長苟失其養無物不消と夫
れ教育なる者は人の心性を浸灌培養するの滋雨沃土
にして一日も欠く可らざる所の者なり而して在監者
皆な幼より今日に至り此の滋雨沃土の養ひを絶つこ
と久し其心田の良苗殆んど枯死し其性泉の靈水將に
渴盡せんとする亦宜へならず哉故に在監人をして時
に雨露沃土の浸灌培養を得て其心苗性水勃然として
興起し汪然として湧出し以て卒ひに善途に歸し永く
良民と爲るあらしめんと欲するなり大方の諸彦以て
如何と爲すや

●禁治産制度に就て

平田 嘉兵衛

「重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひず其主
刑の終る迄自ら財産を治むることを禁ず」とは現行
刑法(第三十五條)か私權行使の能力を重罪受刑者よ

實に其本心は固より善惡邪正辨別の能く好惡取捨す
る所ある者なれども其幼少にして思慮知識の未だ全
く分明ならざるの時に於て不圖良からぬ朋類に交は
り日々善からぬ行爲を見聞習知するより遂に習ひ
性と爲て恥すべきのことも恥ぢず畏るべきの事を
も畏れざるに至り或は刑辟に觸れ法網に罹て終身天
下の戮辱と爲るもの少からず夫れ偶々生を人類に
稟け天賦固有の善性良心を具備し萬物の靈長と稱せ
らるゝの身を以て但一旦の惡習に牽累せらるゝが爲
めに其天賦の善性固有の良心を暴棄し唯其身の邪惡
の境界に陷没するのみならず又世の妨害物と爲りて
禽獸虫魚の下等動物にも之れ如かざるに至るの誠に
浩歎痛息すべきの事ならず哉然りと雖ども此の輩の
初め惡習に汚染するや多くは皆な貧困孤弱にして良
師友に就き教育を受けるに由しなく其心を存し其性を
養ふ所以の者を得ざるかゆへに自然に放縱自恣に流
れ此に至れる者なれば蓋し亦不幸の甚しき者にして
其情實憫諒すべき所なきに非ず且つ善惡を好惡し是
非を取捨するは人の天賦固有する所なれば假令ひ一
旦惡習に浸漬し始らく之を遺棄するも其心性の本然
は豈に盡く泯滅するに至らんや譬へば猶明鏡の塵埃

り剝奪するの制度を採用したる法文なり、何か故に
天賦の人權とも謂ふべき私權行使の能力を剝奪する
の必要ありや、此の疑問に答ふる通常學者の説は(第
一) 犯罪の効力を薄弱ならしむ(第二) 逃走の媒介た
るべき虞ありとの理由に販するものゝ如し蓋し現行
刑制の下に於て最も其の範圍の廣き自由は犯者の自
由を箝束するものなるに私權行使の能力を制限せず
して其の爲すか儘に放任せんか自由の本旨に悖るの
みならず彼等か心裡の愉快は或は反て獄中生活の優
美なるを思はしけるの奇觀を呈するやも知るへから
ず若又自由刑の効果か彼等の心裡に透徹し其不自由
を感するに至らんか獄吏に賄賂等の手段を行ひ其逃
走の機會を得んことを力むるに至るや亦計るへから
ず、斯る弊害の豫斷を容るゝ餘地ある以上は當初よ
り斷然私權行使の能力を剝奪して後患を未然に防遏
するの優れるに如かざるなり、是れ現行刑法か禁治
産の制度を採用したる所以にして又各國法律の規定
概ね同一轍に出づる所以ならむ乎
然りと雖も余輩大に疑なき能はず、禁治産の制度に
して果して上述の理由に基くものなりとせば何故に
輕罪囚には右等の恐れなきか、此の疑問は世人概ね

左の趣旨を以て解答せらるへし

一、輕罪囚は短期刑なるが故其弊害少なし故に禁治產の附加刑を科するに及ばずと

刑期の長短に依りて弊害の大小を説明し因りて以て之を附加すると否とを分たんとするは本論の主眼とする所なるべしと雖も固より採るに足らず、輕罪囚と雖も七年に處するの明文ありて重罪囚に超過する場合あるを見ば其誤れるや明かなり、且夫弊害の大小は事實の問題にして殊に主觀的に觀察せざるべからず、然は乃ち本論は立法の理由を説明したるに非ずして事乃事後に於ける弊害の大小を豫想したるものに過ぎざるなり

二、輕罪者は重罪者に比し其罪質輕し故に刑罰も其割合に寛ならざるべからず、禁治產の附加刑を科せざるは是れか爲なりと

重罪囚にのみ禁治產の附加刑を科し輕罪囚に之を科せざるの理由恐らくは本論の趣旨に因りたるものなること殆んど疑を容れず、蓋し我立法者の採用したる刑罰の基本に關する主義は世人の熟知する如く正義賠償の觀念に因るものなるを以て罪重ければ刑重し罪輕ければ刑輕しとの原則は終始一貫須臾も立法

終を結ひ結局乙丙と同様の愉快を貪らんとするは人情の免れざる所なるべし、況んや此等の犯罪は多く短期なるが故出入頻繁其都度公然取引を爲すの弊害あるやも亦未だ計るべからざるに於てを、若夫獄吏賄賂の弊害に至ては寧ろ重罪囚よりも此種の犯者に憂慮を措かざるを得ず、論して茲に到れば輕罪囚に禁治產を附加せざるの不當なる蓋し明白なりと謂ふべし

之を要するに上述の犯者に禁治產を附加せざる時は眞實なる自己の財産を左右するは勿論又右に述べたるか如き詐欺的財産を左右するの結果公然官府に在て詐欺の演習を行ふが如き不正を逞ふするに至らんとす、故に余輩は刑罰の實質上輕罪囚にも禁治產制度の附加刑を採用せられんことを希望に堪へざるなり改正刑法草案は果して余輩の希望を容るゝや否

緊急問題

佐 原 生

凡そ人として生命の貴重なるを知らざるものあらんや果して然らば自由刑の執行を受けつゝある所の囚人と雖も其生命を保つ上に於て應分の手當なかるべからず況んや在監人中には嫌疑中に係る刑事被告人

者の腦裡を離るべからざる唯一の標的たるべきか故罪質重大なりと認めたる重罪囚にのみ禁治產制度を採用したるは固より所以なきにあらざると雖も而かも禁治產制度其者の趣旨は上述の如く刑罰の効力を薄弱ならしむ、逃走の媒介たるべき慮あり、との理由なりせば重罪囚なるが故に其弊害あるべし輕罪囚なるが故に其弊害なしとは斷定すべからざるなり、之れを斷定して憚らざる現行刑法の規定は論理に矛盾するのみならず一方に禁治產制度を設けながら一方は之を破壊する結果の生ずるを認容したるものと謂はざるべからず

誠に輕罪囚に就て之を考察せよ、犯者の性行犯狀等に至ては重罪囚に比し其恐るべき惡むべき事情反て重大なるを發見するにあらざるや、蓋し詐欺的犯罪の如き財産上の欺瞞を事とせる犯者に於ては往々相當の身分財産を有するものあり而して彼等に往々團結的の犯狀あるは罪質の特望として免るすからざるものなるが故偶甲の捕はれて獄中に在るも乙丙の外に在りて密かに騙取の財産を管理しつゝあるやを知るべからず此の時に方り甲の心事は果して如何其財産に戀々して終始忘るべからざるの極遂に種々の變

もあれば此者に對しては更に一層の注意を要すされは我國の獄制に於ては監獄醫を置き醫療及び衛生のとを司らしむ然りと雖も目下集治監を除くの外各地方の監獄醫は下等司獄官たる看守と同じく判任待遇にて而も薄給のもの多し今各地方の狀況を見るに醫務所長に於てすら僅かに二三十圓の俸給を受くるに過ぎず是れ如何なる理由に在る乎余輩は疑なき能はず何となれば監獄醫の任務は生命若くは衛生に關するを以て其責任最も重きにより相當の待遇を寫し勤勞に酬ゆるに不足なき俸給を與へざるべからず然るに實際今行はるゝ所は全く之に反すればなり勿論地方稅支辨に係るものなれば經濟上の點に就て或は意の如くならざるものなしとせざるも苟も人命及び衛生の大切なことを知らは適當の監獄醫を要するとは何人も異論なかるべし然るに今日の有様は縣立病院等の醫員をして監獄醫を兼務せしめ專任の監獄醫なき所あり或は專任の監獄醫あるも病院より藥餌を購求せざるを得ざる不經濟の事情ある所もあり支署の如きに至ては多くは開業醫に在監人の治療を囑托するを以て賣藥の弊なしとせず然らば醫務及び衛生の十分に行はれざるや知るべきなり思ふて此に

至れは慨嘆に堪へざるなり

猶て監獄の監督權を有せらるゝ板垣内相の演説なり
として新聞紙の傳ふる所に依れば世に犯罪はと惡む
へきものならず又罪囚はと憫れなるものならずと實
に然り然るに最も貴重なる生命及び衛生に關する醫
務の實況前段叙述する如くなりとせば板垣内相は果
して如何なる感情を惹起せらるゝ乎余輩は信ず醫務
上大改良を行はるゝとをされば茲に一言して閣下の
參考に供せんと欲す

熟く考ふるに目下監獄の改良を要するもの枚舉に遑
あらず就中監獄費及び監獄建築費を國庫支并に復す
るは最も必要なりと雖も國庫の經濟上容易に行はれ
難きものと思料するを以て先づ監獄建築修繕費のみ
國庫支并に復し完全なる監獄を建設せられんとを希
望すと雖も尙は一層急務なるものは則ち監獄醫なり
其監獄醫をして適當の人物を得醫療及び衛生を十分
に行はんとするには是非とも其俸給を國庫の支并と
なし判任に進めて勤勞に酬ゆるに足る俸給を支給し
且監獄に於て調劑せしむるを要す今假りに一府縣千
五百圓を要するものとすると一ヶ年の惣金額八万圓
内外なれば國庫の支并に移さるゝも敢て行はれ難き

とにはあらざるべし故に速に之を實行して醫療上遺
憾なからしめ且つ監獄衛生を十分に行はしめられん
とを是れ余が緊急問題として此に掲けたる所以なり
とす



◎同情會出版廣告

●行刑新論全部出版豫告

本書の三分の二は既に譯出して獄事叢書紙面にあり然るに目下の一問題となりて當局者の參照となるべき出獄人保護問題のとに及ばず之を看んとを急促さるゝとにより終に全篇の翻譯を了し。以て之を豫約法により全部印刷を計畫せり尤も本書の需用未だ多からざるを思ふにより必要だけ印刷する筈なれば御入用の向は至急に御申込ありたし 定價金一圓 豫約の印刷製本實費は金六十錢なり 爲替は青山郵便支局へ御振込を請ふ

●天福堂主人編立志美談

定價三十錢
郵税六錢

本書は近古の志士立身家の美はしき談話をかな文を以て編輯せしものなれば家庭の教訓書にあてしよろしく、極めて文章平易。細密なる挿畫あり。又囚人看讀の書籍として可なり、既に再版のものなり以て知るべし本書の需要多きを

東京府南多摩郡澁谷宮益町三十八番地

同情會

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
●全署內五名以上購讀ノ向ハ 前金五錢五厘(全)

●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ッ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、片ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一増割タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

●明治二十九年七月三十日發行

●(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

發行人兼編輯人

印刷人

發行所

支會

愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶
東京市四ッ谷區荒本町二十七番地
東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地

磯村 允 貞

海沼 富 太 郎

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會

警察監獄學會